

# 平成20年塩尻市議会9月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成20年9月16日(火) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

### 審査事項

議案第 1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に対する調書

議案第 5号 平成19年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

議案第15号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市土地開発公社定款の変更について

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費を除く)9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

### 出席委員

委員長	中原 巳年男 君	副委員長	今井 英雄 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	金田 興一 君
委員	鈴木 明子 君	委員	塩原 政治 君
委員	永田 公由 君	委員	中原 輝明 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会議務局職員

局長 神戸 保 君 主事 大村 一 君

**委員長** おはようございます。時間は少し早いのですが、全員揃っておりますので、ただ今から平成20年9月議会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。

### 理事者あいさつ

**委員長** 議案に入る前に理事者からあいさつがありましたらお願いいたします。

**副市長** おはようございます。きょう、あす、2日間でございますけれども、総務環境委員会を開催いただきましてありがとうございます。本委員会には、決算案件5件、条例案件2件、事件案件1件、予算案件3件等を御審議いただくわけでございます。特に決算につきましては、平成19年度は、税の徴収等を大変頑張ってくださいまして、徴収率の向上等が図られたところでございますし、歳出の抑制等を図る中で健全財政が維持できたわけでございます。特に決算にあたりましては、平成19年度決算から常に本会議等で御論議いただきましたけれども、財政の健全化に関する法律を受けまして、健全化判断比率を算出させてくださいまして、それぞれ基準値はクリアしているわけございまして、経済情勢の厳しい中、また、地方財政を取り巻く環境が大変厳しい中にありまして、引き続き健全財政を維持していくために必要な事業を取り組みながら、市民福祉の向上を図ってまいりたい、そのようなことを考えておりますので、議員の皆さまにおかれましては、引き続き御指導、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

また、それぞれ議案等の内容につきましては、担当課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのお願いのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**委員長** 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、副委員長の方から日程について説明があります。

**副委員長** おはようございます。今定例会から議会改革の一環として委員会審査の方法が一部変わりましたので説明いたしたいと思っております。

1点目は、委員会の原則公開です。市民及び報道関係の傍聴につきましては、従来は委員の了解を得て委員長が許可いたしておりましたが、世に開かれた議会運営をするために、秘密会を催した場合を除いて許可することなく、自由に傍聴できるようになりましたので、原則公開といたします。

2点目は、部単位の議案審査であります。従来は、議案番号順に審査をしておりましたが、それぞれの部単位に係る議案順に審査を行いたいと思っております。一つの部の審査がすべて終わりましたら、原則として課長以下は、職員が入れ替わるということで、原則、やりたいと思っておりますので、よろしく協力をお願いしたいと思います。いろいろ勉強等したい方は残っても結構でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、予算案件につきましては、各部にまたがる議案については、最初の部では、質問、質疑まで行って、最後の部の質疑が終了した時点で一括して討論、採決を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、本委員会の終了後の視察については、今のところ計画しておりませんが、どうしても行きたいような所がありましたら、きょうの午後12時まで受け付けますので、もしありましたら、副委員長に申し出てほしいと思っております。以上であります。よろしくお願いいたします。

**議案第1号** 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがづくり事業、6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に対する調査

**委員長** それでは、審査を始めます。今の副委員長の説明にありましたように、議案第1号、平成19年度決算及び議案第22号、平成20年度補正予算につきましては、各部から説明を受けたあと、最後に採決を行うようになりますのでよろしくお願いたします。

それでは、まず、議案第1号、平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についての中で関係する部分について、総務部から説明をお願いします。

**財政課長** それでは、私共から決算の概要について、まず、説明をさせていただきたいと思いますが、決算説明資料の96ページにもございますが少し小さいので、A3サイズでお配りをしてございます決算カードに基づいてお願いたします。

(資料「平成19年度普通会計決算状況」説明)

以上であります。

**委員長** 歳出についての説明をお願いします。

**議会事務局次長** 1款議会費につきまして御説明申し上げます。決算書76ページ、77ページ、決算説明資料32ページ。決算書により御説明申し上げますのでお願いたします。

右側の欄、3つ目の丸でございますけれども議会活動費でございます。4つ目の丸、費用弁償につきましては、各委員会の行政視察、あるいは会議に出席等に係わる支出でございます。

3つ飛びまして印刷製本費でございますが、市議会だよりの発行ということで、定例会4回、臨時会1回ということで5回の発行をしている経費でございます。

2つほど飛びまして、本会議会議録検索システム委託料でございますが、過去の本会議の会議録をインターネットで検索できるシステムの運営に係わる経費でございます。

続きます議会映像配信委託料につきましては、インターネットで本会議の中継録画の映像を配信する経費ということで行っているものでございます。

続きまして、会議録作成委託料でございますが、こちらにつきましては、本会議、並びに常任・特別委員会の会議録作成に係わる経費でございます。

一番下にまいりまして、政務調査費でございますが、こちらにつきましては、各会派の行政視察、あるいは、参考図書等の購入に係わる経費ということで、市議会活動の調査研究に資することを目的とした支出でございます。以上であります。

**人事課長** 続きまして、78ページ、79ページをお願いしたいと思います。総務費中の一般管理費の関係でございます。この関係につきましては、複数の課にまたがりますので、まず人事課の方から主なものにつきまして御説明させていただきますのでお願したいと思います。

79ページの3つ目の丸でございます。職員給与費でございます。その2つ目の黒ボツでございますけれども、一般職の手当8億6,000万円余の関係のうちでございますけれども、主なものにつきまして、職員の退職手当30人分でございます。5億9,487万5,152円でございます。30人の内訳につきましては、定年退職16人、早期勲奨退職が5名、自己都合・死亡で9名という形になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**庶務課長** 一般管理事務諸経費3,900万円余の決算のうち主なものについて説明をいたします。決算説明資料32ページでございます。上から6番目、電話料につきましては、庁内の電話に係ります電話料でございます。

下から2番目、市民総合賠償保険料につきましては、市の損害賠償責任保険及び市民の行事やボランティア活動中の事故等に係ります補償保険でございます。

続きまして80ページ、81ページをお願いします。上から2番目の弁護士委託料につきましては、業務に係ります法律相談の委託料15万円。それから、高ボッチ高原荘の訴訟に係ります弁護士報酬90万円でございます。

1つ飛びまして、自動車等借上料につきましてはでございますけれども、共有車両10台分、それから大型バスの借上料でございます。大型バスにつきましては、127回の借り上げというようなことになっておりまして、市内は2万7,000円、県内4万500円、県外6万750円というような委託契約を結んでやったものでございます。主に県内が多いという状況でございます。

1つ飛びまして、有料道路等使用料につきましては、車での出張時の高速道路代でございます。以上でございます。

**秘書広報課長** 続きまして同じページ、81ページの白丸、秘書事務諸経費の方をお願いいたします。全体で459万1,684円ということでございます。前年より70万円ほど減額でございます。

黒ボツで上から2つ目、市長表彰等記念品代でございますけれども、昨年の11月3日でございますけれども、有功表彰が6名、善行表彰が1団体ということで表彰を行っております。

2つ飛びまして交際費の関係でございますけれども、82万4,341円、これにつきましては、市長の対外的な活動、交際上必要な経費ということで、件数的には154件でございます。大体、ここ数年は、80万円台とか、90万円台で推移しております。以上でございます。

**庶務課長** 下の方の丸の庁舎施設管理費をお願いしたいと思います。決算説明資料32、33ページでございます。2番目の燃料費、次の電力使用量、上下水道使用料、営繕修繕料につきましては、庁舎の施設管理に係りますそれぞれの燃料費等でございます。そのうち、燃料費につきましては、平成18年度よりも使用料等減っているわけでございますけれども、値上がりしているというような関係で、決算上では、平成18年度決算よりもふえております。また、営繕修繕料につきましては、議場の改修とか、駐車場の補修、トイレの改修等を行ったものでございます。

続きまして82、83ページをお願いしたいと思います。上から3番目、庁舎管理業務委託料につきましては、庁舎の清掃等々を委託しているものでございます。3年に1回入札を行いまして、切り替えを行っております。平成19年度が切り替えでございました。新たに新しい業者に切り替わったというようなことでございまして、委託料も平成18年度よりも減額になるということでございます。

ずっと下っていただきまして電話交換業務委託料につきましては、電話交換業務を委託しているものでございます。

それから耐震診断委託料につきましては、これは、庁舎の耐震診断を実施したものでございます。結果につきましては、全員協議会等々で御説明いたしましたとおり、将来的には、柱の巻き付けとか、鉄骨ブレースによる補強というようなことで、44箇所の補強が必要というような結果が出ております。これにつきましては、後期基本計

画期間中に検討をしてもらいたいということで、今後の実施計画の中で、補強工事につきましては検討してまいるとい  
う予定にしているところでございます。

次の一般管理事務負担金につきましては、会議出席負担金、また、各種協会等への負担金でございます。

平和祈念事業につきましては、平和記念式典、平和祈念のつどい、それから平和教育研修に係わる費用でございます  
て、普通旅費、費用弁償につきましては、生徒、先生、それから随行のそれぞれの旅費でございます。以上でございま  
す。

**委員会事務局長** その下の固定資産評価審査委員会費ですけれども、課税台帳の登録価格について、不服申し出があ  
った場合、審査するものでありまして、その事務費でございます。不服申し出等、ありませんでした。以上です。

**秘書広報課長** その下の丸、都市交流事務諸経費の関係でございますけれども、例年より金額が180万円ほど伸び  
ておりますけれども、これは、昨年、ミシャワカへの公式訪問という形の中での経費増というものであります。その関  
係分が、1つ目の記念品代、これにつきまして、漆器の飾り物等をお土産として持っていくということでございます。

2つ目、普通旅費の関係は、行政機関の職員分ということで100万円計上して支出しました。

1番下のミシャワカ市の親善訪問事業補助金でありますけれども、こちらが、一般の市民の皆さんが訪問していただ  
きましたので、23人分の1人頭3万円の補助金を支出しました。これらの経費がかかっておりますので、例年より若  
干のしております。以上です。

**人事課長** 1番下の職員支援事務諸経費でございます。84ページ、85ページをお開きいただきたいと思います。  
中段よりやや下のところにあります黒ボツ、職員採用試験事務委託料62万2,630円でございますけれども、職員  
採用試験に係わるものでございまして、応募165人おりまして17人採用したものでございます。応募につきまして  
は、平成18年度は172人ございましたけれども、昨年度は、165人、本年度は、まだ、初級がこれからでござ  
いますけれども、177人という予定になっておりますのでお願いしたいと思います。以上です。

**庶務課長** その下の文書事務費につきましてお願いしたいと思います。主なものにつきましては郵便料でござい  
ます。これは、庁内から発送される郵便料でございます。約90万通の発送でございます。

例規管理システム委託料につきましてでございますが、例規の管理システムの委託ということで、システム使用料、  
サーバ使用料、サーバ補修料、また、データの更新・作成料等々でございます。以上でございます。

**秘書広報課長** 引き続き、その下の丸、広報広聴活動事業の関係でございます。総額で2,942万3,547円と  
いうことということでございます。若干、平成18年度よりは、プラスでございます。この関係につきましては、主に中  
段にあります印刷製本の関係が平成18年度よりふえました。と、申しますのは、広報の特集記事のページ数が若干増  
となりました。国の制度の改正によります、例えば、後期高齢者でありますとか、その他の行政情報を提供する特集ペ  
ージの増でございます。

2つ飛びまして、オフトーク通信放送広報料のサラダトークでございますけれども、357万2,100円というこ  
とで、前年より約60万円ほど減でございます。

1つ飛びまして、広報配送仕分、広報配布委託という関係につきましては、シルバーの方へ月2回の広報配布をお願  
いしておりますので、それらの委託料でございます。また、これらに伴います作業に使用いたします束ねる結束機に関  
係ですけれども、備品購入として2点代、一番下にございますけれども、41万5,800円を昨年度購入させていただ  
いて、現在、使用しております。以上であります。

**会計課長** 続きまして86、87ページをお願いしたいと思います。会計管理費、264万7,348円でございますが、通常の経費でございます。一番上の臨時職員賃金につきましては、臨時職員2名分でございます。

2つ飛ばしまして、印刷製本費につきましては、納入通知書及び日計報告書等の印刷代でございます。以上でございます。

**財政課長** 続いて財政管理事務費の関係でございますが、一般的な事務費のほか、地方債協会等負担金ということで12万7,000円でございますが、これは地方債協会への会費10万円と地方自治研究機構等への2万7,000円でございます。

その下、財産管理事務諸経費につきましては、まず優良工事表彰記念品代でございますが、4万6,400円、これは、吉田ひまわり保育園の建設事業に係わる建築一式、JVでございますが、その者と電気工事の関係、上水道関係、それと、長崎地区の頭首工改修工事が優良工事として表彰をいたしました。

4つ飛びまして、全国市有物件災害共済会分担金でございますが、庁舎、学校等1,224施設と162車両についての保険金でございます。

その下、公営住宅火災共済分担金につきましては、市営住宅等について105棟441戸の保険金該当分でございます。

その下、不動産鑑定委託料につきましては、広丘駅北土地区画整理地、エプソンの南側にある土地でございますが、これと銀座の旧井上宅について不動産鑑定をさせていただいております。

市有地管理委託料でございますけれども、めくっていただきまして、旧上栢沢保育園の周辺の立木を伐採させていただいておりますし、銀座の旧井上宅邸の前にありました木がだいぶ危険になってまいりましたので、これは、伐採させていただきました。

その下、市道分筆測量等委託料でございますが、全部で43件86筆ということで処理をさせていただいておりますし、少し下っていただきまして、土地等賃借料でございますが、これは、4,116万1,148円でございますが、平成19年度から新たに職員駐車場に係る分、1,300万円余でございますが、これは、ここから直接支払うことにいたしまして、職員の負担分は歳入で受けるという形にさせていただいております。

その下にあります賠償金関係でございますが、旧高ボッチ高原施設に係る訴訟の中で、1,787万4,000円の損害賠償の訴訟をいただきましたと言いますか、ありましたけれども、判決では、設計に係る252万4,000円は支払いなさいという判決でございますが、その分とそれに係る年5分の利息ということで、27万4,454円を支払うというものです。

基金積立金につきましては、財政調整基金は、前年度繰越金の2分の1を下らない額ということで1億200万円。

2つ飛んで教育文化施設整備基金の関係でございますが、これは、体育館建設、体育施設整備に向けての体協からの寄付ということで434万3,000円余。

1つ飛んで道路施設の関係では、吉田原土地区画整理組合からの3,000万円。4つほど飛びまして、福祉基金の元金積立につきましては、御寄付をいただきました3件分、35万3,000円。

2つ飛んで、協働のまちづくり基金元金積立金につきましては、1つの企業さんから200万円の寄付をいただいておりますし、2つ飛びまして合併振興基金につきましては、平成17年度から3億円ずつ積立てをしてきているものがございます。

1つ飛んで森林環境保全基金につきましては、事業所、1件でありますけれども、100万円の寄付をいただいております。

知恵の交流基金の元金については、3件の寄付金、3件で104万円をいただいております。

また、土地開発基金繰出金については、88万190円ということでございます。以上です。

**人事課長** 少し飛びまして110ページ、111ページをお願いしたいと思います。職員厚生費でございます。111ページの備考欄でございますけれども、上から2つ目の丸、職員健康管理・福利厚生費でございますけれども、このうちの3つ目のポツ、被服費でございます。この関係につきましては、保育士の保育服、それから職員の作業着代でございます。

その下、健康診断料でございますけれども、これは、職員の循環器系健診、それからヘルスクリーニングほかでございます。

その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料でございますけれども、メンタルヘルスをやっております、月2回、合計24回、延べ120人を実施したものでございます。

その下の丸印、職員共済組合補助金でございます。市職員共済組合補助金でございまして、19市の職員体育大会に23万6,500円。それから職員の職場福利厚生事業としまして、職場活性化事業といたしまして、1人6,000円でございます、511万2,000円というものでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

その次でございます。職員研修諸経費でございます。この関係の5つ目のポツでございます。研修委託料339万2,000円でございますけれども、日本マネジメント協会、ビジネスコンサルタントほか、委託をしたところに払ったものでございまして、人事考課研修、全職員を対象としましてやったものでございますし、その3つほど下、住民対応研修、法制執務研修等、主任、主査クラスの職員に対して実施したものでございます。

その下の諸研修会参加負担金でございます。それぞれ、自治大学校等に参加しました分の負担金でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**消防防災課長** 13目防災防犯費でありますけれども、次のページ、112、113。防災防犯諸経費のうち、上から6つ目の黒ポツ、印刷製本費でありますけれども、146万1,600円については、地域防災計画及び資料編180部の印刷代でございます。

3つ目のポツ、地域防災計画修正業務委託料399万円でありますけれども、これは、榑川地区の防災アセスメント調査。平成17年7月豪雨災害に基づく修正及び資料編等の印刷業務であります。

3つ下の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円ありますけれども、これにつきましては、子どもの安全確保、地域の安全活動の推進のための負担金であります。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業のうち、上から4つ目の黒ポツの回線利用料76万6,836円ありますけれども、これは、榑川支所と消防防災課の地域防災無線を結ぶ専用回線の利用料であります。

その下の市地域防災無線保守管理委託料でありますけれども、旧塩尻市分ではありますが、229万4,254円、旧榑川村分が215万2,500円。これは、年2回、精密検査と通常検査を実施するものであります。

その下の気象観測機器改修委託料189万円につきましては、塩尻市のホームページの気象情報のソフトの改修であります。

5つ下の黒ポツ、気象観測機器設置工事、2箇所ありますけれども、これは、105万円ありますけれども、北

小野支所、洗馬支所への雨量計の設置であります。

その下の防災備蓄倉庫対応備品購入費でありますけれども、これにつきましては、パーティション等138万4,950円。これにつきましては、避難所のプライバシーのためのものであります。あとのにつきましては、避難所のトイレ等の関係備品の購入であります。以上であります。

**秘書広報課長** 1枚めくっていただきまして、114ページ、115ページをお願いいたします。15目国際交流推進費でございます。説明資料につきましては、37ページでございます。国際交流員設置事業につきましては、JETプログラム、外務省の外郭団体でございますけれども、外国青年招致事業をやって、私共の市に国際交流員として招致しております。市民講座の開催でありますとか、学校訪問、交流イベントを通じまして、地域レベルでの国際交流を推進するという目的のために招致をしていただいております。昨年度につきましては、7月までは、ルークさんという男性の方でありましたけれども、8月の途中から現在のイーノン・チェンさんに交替という形で御活躍願っているところでございます。以上です。

**委員会事務局長** その下の公平委員会費でございます。これは、市職労と県教組松塩筑支部塩尻単組の勤務条件に関する措置の要求と不利益処分についての不服申し立てを審査するもので、その事務費でございます。不服申し立て等ありませんでした。以上です。

**税務課長** 引き続き、決算書116、117ページをお願いいたします。2項の徴税費につきましては、予算編成上税務課と収納課あわせての執行経費としておりますので、一括して私から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

最初に徴税費の支出済額3億4,434万円余につきましては、前年対比13.2パーセントの増となっておりますが、市税還付金と固定資産の評価替え等に伴う委託料の増額が主なものであります。以下、主なもののみ御説明いたします。

1目税務総務費につきましては、税務課及び収納課の嘱託員及び職員の人件費でございます。

次に2目賦課徴収費、備考欄、丸印、賦課徴収事務諸経費1億600万円余であります。上から3番目、外国語通訳者謝礼11万550円につきましては、滞納整理等、訪問徴収の際などにポルトガル語の通訳をお願いし、延べ33回、1回あたり3,350円を支払いをしたものでございます。

下から2番目、口座振替等手数料514万4,515円は、市税の収納にあたり口座振替扱いが、1件あたり10円、窓口扱い1件30円。郵便局にあっては、窓口扱い1件70円を金融機関に支払いをしたものでございます。

次に、118、119ページをお願いいたします。備考欄、1番目の登記情報提供手数料8万5,730円につきましては、インターネット回線にて187件の登記情報の提供を受けたもので、その利用料を財団法人民事法務協会に支払いをしたものでございます。

その下のインターネット公売落札手数料2,256円につきましては、滞納処分による差し押さえ物件をヤフー株式会社が運営する公開オークションシステムを利用し公開したもので、落札金額の3パーセント相当分の手数料を支払いをしたものであります。

その下13番目、中段以下にございますが、市県民税申告課税業務支援システム使用料385万3,500円は、市県民税の申告相談業務等に活用しているもので、その使用料月額32万1,125円を株式会社AIDに支払いをしたものであります。



その下2つ目、市税還付金6,800万円余につきましては、310件分の還付金で、前年対比43.2パーセントの増となっておりますが、その主なものといたしましては、法人市民税の修正申告等による税額が減額になったものが大半であり、132件、5,774万円余を還付しております。また、個人市民税での更正等により154件、465万円あまり。それから、固定資産税にありましては、16件、546万円余で、家屋の滅失、あるいは土地の地目認定修正等により、それぞれ還付したものであります。

次に、丸印の賦課徴収負担金79万9,997円のうち、一番下にございます租税教育推進協議会負担金29万4,574円につきましては、小中学生、高校生を対象に税の標語、作文、書道を募集し、表彰している経費でございます。

次の丸印の固定資産税評価替等対応事業3,129万円でございますが、これにつきましては、決算説明資料の37ページ、下から2番目にございますので、あわせて御覧いただきたいと思っております。これにつきましては、平成21年度評価替えにあたり、評価の適正化、公平化を図るため実施しているもので、決算額につきましては、前年対比74パーセントの増となっております。

1つ目の不動産鑑定委託料1,711万5,000円につきましては、市内230地点の標準値を、平成20年7月1日を基準日として社団法人長野県不動産鑑定士協会に委託し、鑑定評価を実施したものでございます。

次の評価替等対応事業委託料1,417万5,000円につきましては、航空写真により市内150.72平方キロメートルを撮影し、土地の地目・家屋を測定して、地盤・家屋図を作成、あるいは、土地家屋の経年での異動データの更新、また、時点修正、路線価の算出、システムデータの入れ替え作業等につきまして、株式会社パスコ長野支店に委託し、実施したものでございます。以上であります。

**委員会事務局長** 次に120、121ページをお願いいたします。選挙費のうち、1目の選挙管理委員会費、これは、人件費が主なものでございます。そのほかは、通常の事務費でございます。

次のページをお願いいたします。122、123ページ。2目の選挙啓発費、これは、啓発に係る経費でございます。一番上の選挙ポスター表彰記念品代でございますけれども、小中学生から選挙ポスターを応募して、文化祭で表彰したものでございます。246人から応募がありました。

3目の参議院議員選挙費でございますけれども、任期満了に伴います参議院選挙です。7月12日に公示となりまして、7月29日に投開票を行いました。定数2人に対しまして4人が立候補し、投票率が61.98パーセントでございました。比例区につきましては、11の政党と159人の名簿登載がありました。

投票管理者等報酬ですけれども、294万1,000円。この報酬につきましては、この参議院の選挙から投票管理者、あるいは、投票立会人等の報酬が法律で改正されまして、それぞれ100円減額となっております。

その下の選挙事務手当でございますけれども、投票事務に295人、開票事務に260人が携わったものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。中段にありますポスター掲示場設置費、これは、6区画のものを277箇所設置いたしました。

公報配布手数料でございますけれども、今までは、広報につきましては区長さんを通じて各家庭に配布していたわけでございますけれども、この参議院議員選挙から新聞折り込みとして配布いたしました。信毎、読売、中日、朝日の4社の新聞に折込んで配布したものでございます。

一番下の備品購入費でございますけれども、全額、国からの交付金でございますので、不用額につきましては、投票

用紙交付機だとか、あるいは、枚数計数機等、選挙関係の備品を購入いたしました。

次に県議会議員選挙費でございますけれども、3月30日に告示になりまして、4月8日に投開票となったものでございます。定数2人に対しまして3人が立候補し、投票率は、56.88パーセントでございます。告示が平成18年度であったために、入場券の印刷だとか、あるいは、郵送料等、そのほか、ポスター掲示場設置等は、平成18年度に実施してございます。従いまして、平成19年度につきましては、投票管理者の報酬だとか、あるいは、選挙事務手当等、人件費等が主なものでございます。投票管理者等報酬につきましては227人、選挙事務手当につきましては、投票事務に260人、開票事務に137人でございます。

次のページをお願いいたします。一番下の備品購入費でございますけれども、投票管理システムを使用しております19の投票場に専門のパソコンを準備したりいたしまして、選挙関係の備品を購入したものでございます。

次に市議会議員選挙費でございますけれども、4月15日に告示になりまして、4月22日に投開票したものでございます。定数24人に対しまして、31人が立候補いたしまして、投票率は64.37パーセントでございます。投票管理者等報酬199人分、選挙事務手当、投票事務に260人、開票事務に167人で執行いたしました。

ずっと下がっていただきます。印刷製本費146万2,000円でございますけれども、これは入場券だとか、投票用紙等の印刷代でございます。

その下の下の郵便料につきましては、入場券等の発送が主なものでございます。

広告料につきましては、セスナ機によりまして啓発を2回しております。

ポスター掲示場設置費につきましては、36区画のものを277箇所設置いたしました。

その下の公報配布手数料でございますけれども、このときは、先ほど申し上げましたように、区長さんを通じて全世帯に配布してございます。

一番下の選挙運動公営費負担金1,391万円でございますけれども、これは、選挙運動用の自動車だとか、あるいは、はがき、ポスター作成等、公費でまかなう部分でございます。

次のページをお願いいたします。財産区議会議員の選挙費でございますけれども、宗賀と北小野財産区議会議員の選挙費でございます。任期満了に伴うものでございまして、7月29日に告示をいたしまして、8月2日に執行いたしました。定数、宗賀が7人、北小野10人でございましたけれども、無投票でございます。なお、費用は全額財産区から負担をするというものでございます。

次、農業委員会費、農業委員の選挙費でございますけれども、2月24日に告示いたしまして、3月2日に執行いたしました。第1選挙区、大門・東、北小野、この選挙区、定数6名に対しまして8名が立候補いたしまして選挙により執行いたしました。投票率は、52.1パーセントでございます。投票管理者等報酬68人分、選挙事務手当としましては、投票事務に54人、開票事務に46人で実施したものでございます。

次、132、133ページをお願いいたします。監査委員費でございます。これは、監査に係わる事務費でございます。人件費が主なものでございますけれども、丸の監査事務諸経費の中で、工事技術調査業務委託料63万円余でございます。これは、設計、施工が適正かどうか、専門の技術士により技術面の調査をしたものでございます。平成19年度は、ふれあいセンター、あるいは、高出保育園等、5つの工事を実施したものでございます。以上でございます。

**消防防災課長** 次に消防費、258、259ページをお願いしたいと思います。9款消防費のうち1目の常備消防費でありますけれども、松本広域連合負担金の消防費負担金5億5,876万6,000円につきましては、常備消防運

営のための負担金であります。

次の黒ボツ、広域連合負担金の救急業務1,038万3,795円につきましては、高速道路の救急業務に対しまして、中日本高速道路株式会社からの支弁金を負担金として支出をしたものであります。

1つ飛んで黒ボツ、木曽広域連合負担金の438万2,000円につきましては、庁舎建設等の起債償還分でありませぬ。

次、2目の非常備消防費でありますけれども、上から3つ目の白丸、団員報酬、2,227万2,100円につきましては、消防団員914人分であります。

その下の白丸、団員等公務災害補償費のうち遺族補償年金134万6,400円につきましては、昭和57年に発生した事故に対するものであります。

その下の消防団員公務災害補償医療費4人分の206万5,658円につきましては、これは、平成19年8月2日にアルプス工業団地へ出動した際に、公務災害に対する保険金149万9,000円が主なものであります。

1つ飛んで白丸の消防団補助費2,808万1,000円でありますけれども、これは、消防団員退職報償金。5年以上勤務をし、退団した消防団員122名に対しまして、その階級、勤務年数により支給をしたものであります。

次の白丸、消防事務諸経費、次のページをお願いしたいと思います。中程にあります黒ボツ、消防庁舎管理負担金90万円ありますけれども、これは、消防防災課事務費として松本広域連合から借用していた部分の管理負担金であります。

次の消防団諸経費、白丸でありますけれども、7つ目の黒ボツ、電力使用量264万2,493円につきましては、詰所38箇所分であります。

1つ飛んで黒ボツ、車両修繕料287万5,787円につきましては、車検26台、定期点検27台分であります。

その下の被服費405万5,099円ありますけれども、主なものとして活動服一式200着、これは、楢川分団が今までと違ったものですから塩尻市にあわせて。それから、かっぱ、はっぴ、ズボン、腹掛け、略帽等の補充分であります。

3つ下の黒ボツ、備品購入費であります。669万7,057円。この主なものにつきましては、ホース格納箱40箱、消火栓用のホース100本、ポンプ用のホース60本が主なものであります。

その下の白丸、消防負担金2,139万5,991円でございますが、次のページをお願いしたいと思います。消防団員退職報償金負担金1,843万2,000円につきましては、消防団1人あたり1万9,200円の960人分あります。

1つ飛んで、公務災害補償費負担金214万6,411円につきましては、消防団員1人あたり1,900円の960人分あります。

次の白丸、消防交付金でありますけれども、消防団運営交付金1,201万7,210円、これは、消防団員数、世帯数、車両数等に基づき各部へ交付をしたものであります。

その下の災害出動交付金293万5,500円につきましては、火災、水害、行方不明者の捜索等の出動に対しまして、半日の場合は1,500円、1日の場合は3,000円を支給をしたものであります。

2つ目の白丸、消防団活性化推進事業95万9,186円でありまして、これにつきましては、消防音楽隊の活動費でありまして、音楽活動をとおして団員の士気の高揚、市民への防火・防災の啓発をはかります。

3目の消防施設費でありますけれども、消防施設整備費、設計委託料60万9,000円につきましては、郷原の詰所に係る分です。その下の監理委託料30万5,308円につきましては、本山の消防詰所に係わる分であります。

1つ飛んで防火貯水槽新設工事492万4,500円でありますけれども、北小野勝弦へ耐震性の40トンの貯水槽を設置したものであります。

その下の消防施設等修繕工事699万722円につきましては、吉田の消防の貯水槽ほか、36箇所の修繕分であります。

1つ飛んで詰所建設工事1,165万5,000円につきましては、本山の詰所でありまして、木造モルタル2階建てで、84.44平方メートル。

その下の小型動力ポンプ購入費693万円につきましては、4台分で、北熊井、堅石、高出、古町・上田へ配備したものであります。

小型動力ポンプ用積載車購入費2,877万円につきましては、7台分でありまして、棧敷、長畝、本山、岩垂、元町、上組、これには6台の普通の積載車、上田には、1台併設積載車を配備したものであります。

消火栓新設改良負担金、次のページをお願いしたいと思います。新規設置6基分515万7,600円。移設7基、修繕7基で822万8,000円。

4目の水防費であります。これは、2年に1回実施をいたします水防訓練に伴うものでありまして、一番下の水防訓練交付金45万円が主なものであります。以上であります。

**財政課長** 330ページ、331ページ、公債費についてお願いをいたします。331ページ、下の方にございますが、元金、長期債の元金償還金が31億4,603万9,858円。また、利子につきましては、5億4,116万6,365円。これが867件に係るものでございます。それと、平成19年度中の一時借入金の利子として103万4,243円がでございます。以上であります。

**委員長** これで10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

**委員長** それでは休憩を解いて再開をします。引き続き、お願いいたします。

**財政課長** 決算書の493ページをお願いいたします。財産別の調書について御説明申し上げますが、土地については、そこに総括表をお示ししてあるとおり、全体的にはそういうことでございますし、建物の方も全体では増減はございますが、そういった状況でございまして、内容につきましては495ページになりますけれども、東小学校でございまして、これは、木造については、屋外便所、非木造については、プールの付属棟、機械室等を新築したものでございます。片丘小学校につきましても屋外便所の新築に係わるものでございますし、贅川小学校につきましては、榎川小学校への統合に伴い普通財産へ所管替えをしたものでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。なお、土地と木造の関係でプラス分がございまして、これは、精査する中での作業分がありましたので、ここに改めて計上させていただいたものでございます。めくっていただいて、高出保育園の関係では、園舎の新築に伴うもの、吉田保育園については、土地区画整理の保留地の合併に伴い購入したものでございますし、497ページの東児童館は、土地の寄付をいただいたもの。ふれあいセンター洗馬、また、洗馬児童館につきましては、土地についてはJA洗馬から寄付いただ

いたものでありますし、建物については新築に伴うものでございます。

また、498ページでは、榎川診療所の医師住宅の関係ですが、これは、大変申し訳ございませんが、榎川村の方の台帳には記載されておりませんで、その後、発覚いたしまして、改めてここに計上させていただいたものでございます。

めくっていただいて500ページでございますけれども、平出遺跡の用地復元家屋につきましては、取得し、また、新築したものでございますし、高ボッチ高原の管理棟につきましては、JA塩尻市から御寄付をいただいたもので、ボランティアセンターとして使用しているものでございます。

また、501ページの床尾の公営住宅でございますけれども、これは、新築した分と取り壊した分をそれぞれ計上させていただきます。

飛んで504ページまでお願いしたいと思いますが、公園緑地の関係でございますが、893平方メートル寄付をいただきましたが、1つは、野村中央道の記念碑のあります緑地の所で98平方メートル。そのほかは795平方メートル、3件なりますけれども、開発緑地として寄付をいただいたものでございます。

510ページまで飛んでいただきまして、510ページの今泉南テクノヒルズ産業団地の関係では、道路用地、のり面となっておりますものを行政財産という形で変えさせていただいたものでございますし、511ページの関係では、広丘駅の東西通路・公衆便所等新築に係わるものでございますし、塩尻トレーニングセンターについては、面積の錯誤がございましたので、これを増とさせていただいたものであります。

また、512ページでは、榎川浄水場の関係、用地とそれと新築に係わる建物、浄水場の関係でございます。

あと、普通財産になりますけれども、515ページにまいります、教員住宅の関係で、黒崖の所に教員住宅がございましたけれども、これを住宅3棟、このうち1戸を取り壊してございますので、その分の減でございます。

520ページをお願いしたいと思いますが、中程に片丘分団の関係がありますけれども、民地との境界の調整によりまして、69.86平方メートルの増でございますし、その下の方に宗賀分団、本山の詰所の関係、新築によって増ということでお示しをさせていただいております。

522ページでございますが、中程よりやや下に大門コミュニティセンター、商業振興会館の関係でございますが、それぞれ土地・建物について売却をさせていただきましたので減とさせていただいております。

523ページ、中程のあたりに、ごみステーションの関係がありますが、これは、原新田と平出の2箇所、御寄付をいただいたものであります。

524ページの下のところには榎川墓地がございますが、これが、平成19年度中に2区画、売却ができて、その分の減ということになります。あと31区画中5区画が残っております。

それと525ページの一番下、旧鷺川小学校につきましては、先ほど申し上げたとおり、所管替えによって松樹学園に貸しておりますので、普通財産として計上させていただくものです。

あと、526ページの関係であります、山林の関係であります。面積の移動はございませんが、立木の推定蓄積量ということで所有林につきましては、前年度末が、18万1,268立方メートルございましたけれども、それに成長率3.1パーセントをかけますと、5,619立方メートルになりますが、伐採したものが2,743立方メートルでございますので、その差し引き2,876立方メートルを計上したものでございますし、分収林につきましては、同様に前年の5万6,439立方メートルに3.1パーセントの成長率をかけて増、ふえた分をそこに1,750立方メートルとしてお示しをしたものでございます。以上であります。

**会計課長** 続きまして527ページをお願いいたします。出資による権利。年度末の残高6億9,011万1,614円とありますが、昨年度末から株式会社ならい荘の出資金及び塩尻まちづくり設立出資金、合計2,000万円が増となっております。増の2つについて先に御説明申し上げます。下から3番目の行でございます。ならい荘出資金でございますが、平成19年9月の定例会におきまして、補正予算の議決を得まして、300株、1株が5万円でございますので、1,500万円を増資したものでございます。ほかには、奈良井宿事業協同組合が100株、500万円を出資しております。

その下塩尻まちづくり株式会社設立出資金でございます。これにつきましては、中心市街地の空き店舗を既存の商店街を巻き込んで再活用をし、創造的なまちづくりを目指し、価値ある時を過ごせるまちを賑わせる事業者委員会を目指すことを目的に、今年の3月17日に設立をされました。資本金は2,055万円ありまして、塩尻市は、100株500万円を出資しております。

それでは、527ページのところに行きまして、上から8番目になります。松本地域ふるさと市町村圏基金出資金につきましては、松本地域広域市町村圏の整備・振興のための事業推進が、その目的となっております。その下の塩尻市駐車場事業会計出資金3億1,046万円ですが、これが金額的には一番大きなものとなっております。

続きまして、次のページ、528ページから551ページ。重要物品でございますが、この御説明をいたします。平成19年度末におきます重要物品は、物品が793点でございます。そのうち一般車両が83台、あと、消防車両等でございます。その他、美術品が、1,214点、合計2,007点が重要物品でございます。なお、美術品につきましては、自然博物館にあります蝶の標本1,170点が含まれております。平成19年度に新たに登録になったものは、31点ございまして、消防積載車、小型動力ポンプ、地域振興バス2台等でございます。また、除外になったものが41点ございまして、車が4台、軽自動車とかマイクロバスなど、具体的にマイクロの乗り合いが1台でございます。あと、消防自動車、学校関係が20台となっております。

ちょっと飛んでいただきまして、552ページをお願いしたいと思います。債権でございます。前年度末の現在高が4億9,159万878円。平成19年度中の返済金につきましては、6億4,696万4,828円。平成18年度中の貸付金につきましては、6億4,960万円で、平成19年度末の現在高は、4億9,422万6,050円となっております。これは、対前年度263万5,172円の増額となっております。

その上から3番目になります奨学資金貸付金につきましては、4,029万4,000円でございますが、大学生36人、高校生5人分でございます。

**財政課長** 続いて553ページをお願いしたいと思います。553ページには、基金の年度末の現在高をお示ししてあります。この内容については、決算説明資料の28ページの方に、積み立てた額、取り崩した額と詳細にお示ししてありますので、よろしくお示しをしたいと思います。なお、それ以降につきましては、各資金の運用状況をお示ししてありますのでよろしくお示しをいたします。以上です。

**委員長** これで説明が一通り終わりましたので、何か質疑はございますか。

**副委員長** 79ページですが、臨時職員給与等についてですが、予算書によりますと臨時給与の関係ですが、934万円ほど盛っていたのですが、決算を見ると1,477万円と大幅にふえていますが、これ要因等について説明をお願いしたいと思います。

**人事課長** この関係、臨時職員の関係につきましては、それぞれ臨時代替とか、緊急対応、それから文書集配、警備

員の関係とか、いろいろな部分が出てまいりまして、突然出る部分が結構ありますので、毎年、臨時賃金につきましては、最初は押えてありますけれども、最終的にはこのような形でふえているのが現状でありますので、お願いしたいと思います。

**副委員長** あとの職員給与の関係も、正規職員が、103人分が10人ふえたのですが、この関係、職員がふえたということですか。

**人事課長** 一般職の給与の関係、113名になっておりますけれども、4月1日と3月31日の数字が違ってまいりますので、ここに書いてある人数というのは、途中の10月異動の関係も含めまして延べ人数になっておりますので、全体的に113名に支払ったという形になっております。以上です。

**副委員長** それから嘱託と臨時の関係ですが、臨時をやっていて嘱託になる関係ですが、これ、技術を要しない職員は5年となっておりますが、それをあわせて5年ということですか。

**人事課長** この関係につきましては、1年雇用、もちろん臨時職員については、半期雇用、6カ月ずつ雇用してあります。嘱託職員については、1年雇用で、5年間という形で一般職はやってありますし、臨時職員についても、半年ごとで、最長で5年という形になっておりまして、臨時職員が嘱託職員になるということはありません。その時に応募していただいて、こちらで面接をして、それでたまたま、そういう形で仕事があればなっている場合もあります。

嘱託になってから5年という形になります。

**副委員長** 臨時から嘱託になった場合は、新たに、また5年ということですね。わかりました。

**古畑秀夫委員** 関連ですが、臨時職員の中でも、かなり賃金の違いとか、時間給によって違うわけですが、どういふふうになっているのか、ちょっと見ると違いが結構あったり、それから、保険の関係、社会保険とか雇用保険とか労災保険とか、そういうのは、臨時の場合はどういふふうになっているのか、ちょっと。

**人事課長** 臨時職員の場合につきましては、パート職員、午前9時から午後4時までの職員とか、午前8時30分から午後5時15分までの通常の8時間職員とか、それともっと短い職員もいます。それぞれによりまして、丸々8時間の場合については、1日の日給です。パートのいわゆる午前9時から午後4時というのは、時間給でやっています。丸々午前8時30分から午後5時15分までで、勤務日数が19日、20日という形になりますと社会保険ももちろん入れますし、雇用保険も入るといような状況になっていまして、短期の場合につきましては、入ってございません。以上です。

**古畑秀夫委員** 時間給がいくらとかというのは、だいたいあれですか。

**人事課長** 課長補佐が答弁します。

**人事課長補佐** 職種が4つ、5つくらいにまたがりますけれども、一般職の場合につきましては、日給の場合ですと6,100円、時間給の場合ですと780円という単価でお願いしてございます。以上です。

**金田興一委員** 平成18年度決算では、公金総合保険料というのがあったと思うのですが、限度額、塩尻市の場合は50億円というので、保険料が15万8,192円。今年は、こういう似た項目がないのですけれども、この関係は、今年からなくなったということですか。

**人事課長** 85ページのポツの6つ目に公金総合保険料、こちらにあります。掛け金につきましては、市の人口かける2.3円という形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**副委員長** 113ページ、市地域防災無線保守管理委託料ですが、塩尻地区と榎川地区の関係、先ほどちょっと聞き

漏らしたかもしれませんが、金額的にいくらも変わらないのですが、その中身は、台数とか何か、それによって。

**消防防災課長** 旧塩尻市方式と旧榑川村方式、方法が違います。塩尻方式では、移動式の、持ち運びの出来る携帯防災無線。榑川地区におきましては、柱を20本建てまして、同報式で、一斉に拡声器でやるということになっております。

点検の内容につきましては、これは、総務省の方から防災無線の許可をもらったときに、精密検査を1回、それから通常検査を1回、1回以上やるということで決まっております。ですので、塩尻市分につきましては、1台いくらかという形になっております。塩尻市分はパナソニックで、全体で180台ですかね、これを全部点検します。旧榑川村分については、20基でございます。若干内容は違っておりますけれども、金額的には、なからの形になります。

**副委員長** 区長が持っているのが、それが該当するということですか。

**消防防災課長** 区長さんが持っているのは、旧塩尻市式分で移動式ということで、これは、1台いくらかという形で、点検を、毎年4月の地区の区長会るとき、私どもが outward しまして、業者さんと outward して点検をやるということでございます。

**鈴木明子委員** 125ページですけれども、選挙の関係で、参議院選挙の公報配布は、新聞折り込みでやっていて、そのほかのものは、区長さん経由でやってきているようなことの発言があったと思うのですけれども、それは、どういう違いがあるわけですか。

**委員会事務局長** 従来、選挙公報というのは、常会に入っていない全世帯に配られるような指導がありまして、区長さんを通した場合、全世帯へ行かないケースも、常会に入っていない地区については多々あって、公報が来ないという苦情がだいぶあったものですから、新聞公報に変えたということと、区長さん方から、これを配ることについて大変だという声も伺ったものですから、参議院選挙から変えてみたということです。変えた結果、苦情等、一切うちへ届かないということと、1件あっただけで、ほとんどがスムーズにやっています。

**鈴木明子委員** これからずっとそういう方法でやっていくということですか。

**委員会事務局長** そのような方向で考えております。

**委員長** ほかにありませんか。

**中原輝明委員** 87ページの下段の銀座の旧井上宅地の数字と内容を説明してくれませんか、もう少し。

それと、もう1点は、この数字があっちへ行ったり、こっちへ行ったり、ずれている、統一はできないのですか。井上さんののは、こっちに出ている。これは、印刷ミスなのか、こういうぐあいに作れと言ったのですか。このようなことはおかしい、数字。井上さんののは2つ出ているのではないですか。広丘駅北土地区画整理地が33万6,000円と47万2,500円というのが、一つはずれているけれど。これは、こういうぐあいにやらせたのか。

**会計課長** 決算書の印刷につきましては、会計課の方でやっていますのでお答えします。例えば、87ページの不動産鑑定委託料80万8,500円。行がふえているのは、その中に広丘駅北土地区画整理地が入り、銀座旧井上宅地が入る、そういう意味でございますので。

**中原輝明委員** 何ですか。もう1回言ってみてください。こういうことは、いく箇所もありますよ。

**会計課長** 87ページ、5行目でございますが、不動産鑑定委託料80万8,500円でございますが、その内容が、広丘駅北の土地区画整理地と銀座旧井上宅地ということで、それが、行がずれていると言いますか。

**中原輝明委員** これだけでないです上。ほかにもありますよ。みんな同じですか。



**総務部長** その方が、見やすいでしょう。

**中原輝明委員** 見やすくないですよ。数字を読むときは、同じに並んでいないと、と私は思いますけど。それで井上宅は。

**財政課長** これにつきましては、御寄付をいただいたわけでありますけれども、その時点から、当時は、バブルのときは7億だとか、そういう話もありましたし、今は、若干、地価は下がり気味にあるわけですが、そうした中で、資産の活用も考えていけないといけないうことの中で、価値が、今、果たしていくらあるかということは、行ってごさいませんでしたので、鑑定、これは、都市評価という株式会社ですけれども、ここにあります中央区の方からも推薦をいただいたり、お伺いをして、ここで評価をさせていただきました。これは、3月末に評価をさせていただいております。なお、内容につきましては、御存じのとおりかと思っておりますけれども、宅地については、50.41平方メートル、15坪くらいのもので、建物が2階まで、実質的には3階まででございますけれども、延べ面積で72.3平方メートルというものでございます。

**中原輝明委員** 面積の算出、確認をただけですか。

**財政課長** 面積等は、当初からわかっておりましたけれども、資産価値が果たしてどのくらいあるかということは、今までは憶測と言いますか、その時点での推測で評価を考えていたものでありますので、その後、最近になって、これを活用も考えていけない部分もありますし、そういう意味で、今の時点でいくらくらいするのかなということで、鑑定評価をさせていただきました。

**中原輝明委員** そしたら、その先のことを言った方がよくはないですか。鑑定評価をしたのだったら、結果を。それを私は聞いているのです。なんでもそうだが、言われたことを答えるのだけでなく、その先も答えてもらわなくては。

**財政課長** 先が読めなくて大変申し訳ないです。評価としましては、1億ちょっとというところです。

**中原輝明委員** 実際、1億ちょっとというのは、評価したら出ているはずですが、結果は、なぜ、結果が言えないのかとりたいのです。

**財政課長** 1億700万円です。

**中原輝明委員** それをはっきり言わないと何もできない。

**古畑秀夫委員** 87ページ、その下の特殊建物定期報告委託料というのは、特殊建物というのは、どういうので報告しなくてはいけないのか、ちょっと説明がなかったのですけれど。

**財政課長** 特殊建物と言いますのは、小学校とか、それと同等の施設の関係になりまして、規模の大きな公共的な建物ですので、これは建築基準法の関係で、3年に1回のもものと2年に1回のもものとございますけれども、それは、定期的に検査をして報告をするように形になっておりますので、それに従って行っております。

**委員長** ほかにございせんか。

**鈴木明子委員** 職員給与に関連してですけれども、時間外勤務の状況などについてお聞きしたいのですけれども、市の職員の場合は、三六協定とかというのは、どの団体と結んでやっているのでしょうか。

**人事課長** 三六協定につきましては、現業職場の関係で結んでおります。

**鈴木明子委員** 現業以外は。

**人事課長** 三六協定はありません。

**鈴木明子委員** なくて。そういう場合は、残業というか、超過勤務をするというのは、どういう系統で認めていくと

ということなのですか、現業以外で、労使協定なしでできる残業が可能になるという仕組みが公務員の場合はあるのですか。

**人事課長** 労働基準法の中にあります。

**鈴木明子委員** そうしますと、今、残業の管理やなんかは、適正というか、ひと月、その職員の平均で、どこかに表があったような気がしたのだけれど、忘れてしまったけれど、どのくらいになっているのか、聞きたいですけど。

**人事課長** 職員の超勤の管理につきましては、それぞれの課長が超過勤務命令を出して、それから超過勤務をするというような状況になっておりまして、現在も、月に30時間を超える職員につきましては、人事課長の方へその旨を届け出るとい形になっております。それから、水曜日につきましては、ノー残業デーという形の中で、できるだけ残業をしないようにということで、この水曜日にやる超過勤務につきましても人事課長の方に届け出るとい形になっておりまして、私の方からもそれぞれの課長の方に指導はしております。できるだけ、超過勤務を減らしていく、もちろん健康のためでもありますし、時期によっては、それなりにやらなければいけない課もありますので、それが過ぎたら、できるだけ超過勤務をしないで、土日につきましては、代休制度という形の中で、できるだけ代休を取って身体を休めてほしいという形で進めております。平均につきましては、課長補佐の方から。

**人事課長補佐** 今、課長が申し上げましたとおり、それぞれ職場単位、あるいは、個人単位で管理をする中で、一応、昨年度、全体の平均という形で御理解をいただきたいと思っておりますけれども、一応、本庁関係の事務職員につきまして、167時間という年間の平均時間を算出しております。ちなみに、前年度と対比いたしますと約10時間ほどふえたというふうな計算になります。保育士、学校関係等については、この数字には入れてございません。

**委員長** ほかに。

**中原輝明委員** 113ページの地域防災無線保守点検委託料というのは、内容は何をしているのですか。

**消防防災課長** 444万6,750円ですか。地域防災無線保守管理委託料。

**中原輝明委員** はい、229万4,250円というの。

**消防防災課長** これは、旧塩尻分と旧榑川村分でありまして、実際、中継局から電波を飛ばします。それと、あとは塩尻市分については、各区長さんに持っていていただいている、各課にあります移動式の携帯無線がありまして、それを、全部、できるかどうか点検してやるということになります。

**中原輝明委員** それでは、その上の、関連するけれど、市地域防災無線保守点検委託料というのは、何をやったのですか。

**消防防災課長** 444万6,750円の内訳が、塩尻市分が229万4,250円、旧榑川村が215万2,500円という形になっています。

**中原輝明委員** それで、私が聞きたいのは、この無線は、うちの方も地域に、地域にあるわけですね。全然聞こえないのは、どういうことですか。

**消防防災課長** 確かに、その時の調子とか、そういうものによりまして、若干聞きにくい部分もあるわけなのであります。一応、今、区長さん方が持っている無線ですけれども、一番主な原因としては、バッテリーの能力が少し弱っているのではないかとこのことがあります。これは、あの小さいものは2ワットでして、バッテリーが落ちますとすぐ聞こえなくなってしまうというのがあります。できるだけ、先ほど申し上げましたように、毎年毎年、各区長さん、それぞれ全部から、それぞれの地区の区長会に行って、そこでバッテリーチェックをして、古いのは交換してもらうという形を

とっております。以上です。

**中原輝明委員** 説明は苦しいか、苦しくないかわからないが、ずっと、これは、前からの話で、当時、1億円だか1億2,000万円ばかりかけた、あれ。それが、当初はいい、いいと言ったが、結局、山間、へき地とか、そういうところに入ると聞えない、電波の関係だと思うのだけれど。消防の車両も同じこと。私の言いたいのは、地域の一番いけないところを無線というものは優先してやらないと、災害の時は用はなさないということ。皆さんは、ただ説明、この場さえしのげばいいが、明日は忘れてしまう。そうでなくて、いつでも点検してやらないと地域はよくなるよ。中央はいいけれど。

**消防防災課長** 実は、今、塩尻市でありますけれども、地域防災無線、これは、平成23年5月で使用できなくなるということで、今、新しい防災無線がどういうものを導入したらいいかということで、検討をしております。今、一番、私どもが問題にしているのは、いつもおっしゃられる小曾部のところに中継局を、今までなかったところですけど、北小野に。要するに、あと、中継局を何基建てるかということで、これは、今、非常に検討をしております。もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

**中原輝明委員** そのついでで、騒音があるかもしれないが、榑川と日出塩あたりに、中間点に何か作るという話があったが、それは、どんな動きになっていますか。話がちょっと違うかもしれないけれど。広域連合で、消防の分署を作るような話が出ておっただけけれど、その辺の関係は、どうなっていますか、今。

**協働企画部長** 広域関係においては、私の方から、お答えさせていただきますけれども、詰所の関係につきましては、今、消防の広域化の話がございまして、これは本当の話、中原委員もよく御存じのことで。従いまして、そっちの方が先行していますので、忘れてはけませんので、参事会、幹事会等で、その都度、その件については言っておりますのでお願いします。

**中原輝明委員** 忘れていたら困るけれど、そうでなくて、その部分は裏になっては困る、隠れては、事務的な問題がたくさんあると思う、私が行って見ている。事務局の連中が上げてこないと理事者だってよい質問はできないし、ああだこうだ言えないわけです。いかに事務局が大事だということをいつも痛切に感じるの、これです。議会で論戦しても、事務局の部長以下、課長や係長がそれぞれ本気になって予算を組み立てをしないと、理事者などは、上げたやつについて文句を言うだけだから。その部分というのは、きちんとこれからも持続してやってほしい。これは、お願いです。

**協働企画部長** 平成20年度の重点事業のところでも、榑川地区の話は、私がどうしても載せろということで載せていただきましたので、そういうことで、常々、この件につきましては、肝に銘じてやっていくつもりでございますので、また、広域の議員さん方と一緒にやっていきたいというふうに思っていますので、お願いします。

**中原輝明委員** 続いて、井上つるえさんのは、今、何人が問い合わせはあるのですか、ないのですか。それと、今の言った数字で、まだ、将来的展望から言えば、2億円にも3億円にも10億円にもなる可能性はあるのですか。

**財政課長** 問い合わせについては、ある程度の問い合わせをいただいております。そうした中で、この土地の今後についてですけども、確かに、今、サブプライムの関係もあって、全体に銀座周辺はじめ落込んではおりますけれども、ただ引き合いの中では、1億700万円ということじゃなくて、この一般的な話の中ですけども、これ以上の額がある程度提示してくるところもございます。但し、今、相対的には低い状況にありますし、そんなに何億になるのを待ってとかということではありませんけれども、ある程度の額になったところをというふうに考えておりますし、それと同時

に、今、当面、さしあたってここを処分しなければならないという特別な理由もございませんので、少しそういった意味で様子を見させていただきたいというふうに考えております。

**中原輝明委員** 今、それ待ちは、よくわかったが、あとは、そっちで適当に売却する、議会で相談するの、しないの。ただ、決まって、かけなくてもいいって、何かありましたね。

**総務部長** これは、本会議のうちにも、野村の例の寄付をいただいた土地とこの井上さん、非常に市民の皆さんが感心を持っている形になるわけですね。5,000平方メートルになりませんので議会の議決は必要ないのですが、やはり、重要な私たちの財産として見ておりますので、前回、エプソンの南の所は相談させていただきまして、処分の方向に、今、進めておりますし、これも、いざ処分する場合には、当然、議会にも相談をさせていただいて、本当に皆さんが納得するような形の中で進めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

**鈴木明子委員** 263ページの耐震の防火貯水槽が勝弦にできたということですが、市内は、どんなふうに設置状況になっているのかと、それから、今後の計画。それも、もう一つ下のボツのところ、防火貯水槽の補修工事等が全部ではないでしょうけれど、36箇所というふうになっていますが、この防火貯水槽の状況等については、誰が調査をして、こういう決定をして工事が行われているのか。

**消防防災課長** 耐震性の防火貯水槽の設置につきましては、平成7年から計画的に設置をしてきているところであります。現在まで100トンが、この前お話したように5基、40トンが29基、それから20トンが3基という形で設置しております。一応、計画的に設置をしてまいりまして、平成21年の前期の計画で検討していきたい。どうしてかと言いますと、貯水槽も必要かもしれませんが、今現在、消火栓を1,735基、設置をされております。防火貯水槽につきましては、耐震性の30基を含めまして、現在273基あります。これについては後期計画の中で検討しているところです。40トンの普通ポンプ車でくんで出したとしてももたない。やはり、一番頼りになるのは、自然の川の水ということになるでしょうか、そこら辺のところは、また、検討していきたいということでもあります。

それから、先ほどの防火貯水槽と36箇所の工事でありますけれども、これにつきましては、毎年8月に、消防の各部へ、自分のところの、これは、防火貯水槽ばかりではありません、火の見やぐらも詰所の改修とか、来年どういうふうにやったらいいか希望をとりまして、各区へ地域づくり課でお願いしていたのですけれども、消防団にも出しまして、吸い上げまして、予算の中で盛り込みます。以上であります。

**委員長** ほかに。

**永田公由委員** 何点かありますけれどもお願いします。まず80ページの市長表彰の記念品の関係ですけれども、これは、だいたい一人あたりいくらかの予算で、決算で結構ですけれども、どのくらい一人あたり、記念品代は。

**秘書広報課長** 内訳でございますけれども、有功賞というバッチと銀杯、表彰額という形でございます。先ほど言いましたとおり有功表彰が6名、団体が1つということで、団体にあつては、バッチとか、そのようなことをいたします。総額で昨年度11万6,004円という形でありまして、一人あたり1万8,000円くらいですかね。団体も入れてもだいたいそのようなところだと思います。

**永田公由委員** いろいろな見方があると思うのだけれど、例えば、個人でバッチをもらっても、つけていくところがないとか。銀杯もうんと価値のある銀杯なら飾って置けるのだけれど、そこそこのものだったら、なかなか飾って置けないというようないろいろな評価があるのですよね。せっかく1万8,000円かけるのだったら、もう少し価値があると言ったら変なのですけれども、市長表彰で、こういった記念品をもらったという、人にこう見せたり、来たときに、

これ、俺、もらったのだよというような、そういったものにはできないですか。例えば、こればかりでなくて、例えば、民生委員が退職して、去年もらったのが盾だったのですよね。何の価値もないと言うのですよね、もらっても。飾って置きもされないと言うのですよね。この間、これは、社協だけれど、関係ないけれども、福祉大会で、区が、各分会がもらったのが、図書券の券が2,000円分なのです。では、分会で、図書券2,000円もらっても何するかという話で、結局、時の区長さんが、自分でしょって、2,000円現金を入れて、飲み代の足しにしてくれというような形になってしまうと言うのですよね。だから、こういったものについて、全体的にその記念品というようなものについては、もう少し検討されていいと思うのですけれど、その辺、これは、総体的には総務部長ですか。

**総務部長** その価値がどうなのかというのは、個人差によって違ってくると思いますね。ですから、私たちも、市長表彰の関係で、今言った金額をお示ししたのですが、今言ったような声あまり来てないというのも、実際の事実です。図書券の関係もごさいますけれども、果たして、だからと言って金額を高くすれば、もちろんいい価値になってくると思うのですけれども、やはり、限られた予算の中で、そうやって、やっていけば、ある程度は我慢してもらわなければいけないという部分はごさいますけれども、今後、今言ったような声を参考にしながら、ちょっと検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**永田公由委員** 続けて、83ページの耐震診断の委託料ですけれど、先ほど1,200万円かけて耐震診断をされたということで、後期中で44箇所、耐震補強の工事をされているということですが、総額で、もし、耐震の工事をするとすれば、どのくらいの予算がかかるわけですか。

**庶務課長** 一応、耐震診断結果に基づきます耐震補強につきましては、2億6,500万円ほどの数値をいただいております。耐震につきましては、耐震補強をするのか免震補強をするのかという部分を含めて、後期計画につながります実施計画の中で検討していきたいというふうに思っております。

**永田公由委員** これは、単年度では、当然無理ですよね、なかなか。

**庶務課長** おそらく耐震補強でありましたらスムーズにいけば、単年度で出来るかなと。ただ、耐震補強の場合には、事務室を移動して、また、戻ってきてというような、そういうことを繰り返してやらなければいけませんので、一応、単年度で出来るかなという、その部分も含めて、やはり今後の検討課題だろうなというふうに考えております。

**委員長** では、ここで一たん休憩、午後1時15分まで休憩にして、議案第1号の質疑を午後再開して行います。

午後12時05分 休憩

午後1時15分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第1号の総務部関係、平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出についての質問を続けます。何かございますか。

**古畑秀夫委員** 111ページですけれど、上の健康診断の関係は、説明資料の数字でいくと、職員、これは全員、法的には、健康診断、全員1年1回はというようにはなっていないのかどうかということと、あと、臨時職員の関係、健康診断の関係、どうなっているのか教えていただきたいのですけれども。

**人事課長** 対象としましては、もちろん、正規職員、嘱託職員、臨時職員もやっております。1年に1回は受けるという形になっていまして、私どもも、先ほどお話ししましたように、循環器系健診、健康スクリーニング、それから人間ドックもありますので、そのうちの1つをどうしても受けてくれということでやっておりますけれども、確実に10

0パーセントにはなかなかありません。昨年度も、こちらも、直接本人にも連絡いたしましたし、その直属の課長さん達にもお話をしまして、ぜひ、受けてくださいということでやっていますので、だいぶ上がってはきていますけれども、まだ100パーセントにはきておりません。以上です。

**古畑秀夫委員** どの程度だか、パーセントで言えば、わかったら。

**人事課長** 全体的には827人ですので、臨時職員まで含めまして約1,000人おります。ですので、8割くらいはやっております。正規職員につきましては、全体的にも同じくらい8割から9割近くに、今現在、来ております。以上です。

**古畑秀夫委員** その下の職員研修の関係で、人事考課研修委託料とあるわけですが、これは、人事考課、部長だか、課長以上ですか、上の人たちを中心に、現在、やっていると思うのですが、一般職の方へも将来的に広げるということの中で、これはやっているのか、どのような中身でやっているのかちょっと説明をお願いします。

**人事課長** 今回の決算で出ております人事考課研修委託料151万2,000円ですけれども、これは、全職員、正規職員ですけれども対象にしてやっております。高管理者研修、いわゆる係長以上研修につきましては3回、一般職の研修につきましては5回やっております。合計で8回やっております。現在、管理職につきましては、勤勉手当について試行しておりますし、一般の職員につきましても来年度は、試行していきたいという形をとっております。この本施行につきましては、平成22年からやっていきたいというふうにしておりまして、毎年、研修を継続的にやっております。以上です。

**古畑秀夫委員** 結局中身的には、どういう研修というか、その人のというか、仕事の中身というか、どういうような研修で、どういうことを査定してというか、そういうことを一人一人に勉強してもらう、どういう形でやってますか。

**人事課長** 人事考課の制度を変えて、今までは、1年に1回だけという形をとっておりました。昨年度からは、自分の目標を年に2回、前期と後期にかけてやる。それから1年を通した人事考課と、二立てにやるような形になりました。ですので、それをしっかり、みんなに理解していただくということでやり始めたものでありまして、特に、考課者研修、目合せが一番大事になります。考課が人によって、うんと甘い人、辛い人、いたら非常に困りますので、できるだけ平らになるような目合せ研修。それから、考課される人につきましては、自分が目標をどの程度に、どこに置くか、どういう形を目標にして進めていくか、そのようなものを主にしまして、研修の中身を組み立てて研修をさせていただいております。以上です。

**古畑秀夫委員** 課長以上、今、試行しているということで、すでにボーナス査定など始まっているということだけれど、いずれにしても職員にやる気を出してもらって、少しでも成果が上がるというか、そういうことを目的にはしていると思うのですが、試行の段階で、どんなような成果というか、こういうことをやって、今、言ったように、なるべく平らにやりたいとは思っても、人によっては、みんな、それぞれいろいろなあれがあるもので、なかなか平らにいかない。逆に、今度は、そういう中で、同じ仲間というか、そういう中で対立というか、そういうことにもなりかねないもので、むずかしい問題だと思うのですが、そういう中で、この間やってきた、その試行の段階でどの程度の成果が上がっているかというようなこと、今、あったらちょっとお願いしたいです。

**人事課長** 今回は、試行をさせていただきまして、特に各部ごとで、評価点を、平均点を出してみました。もちろん、部によれば、だいたい私たちが想定しているのは、平均点が60点くらいの点数でやっています。各部によっては、平均点くらいの59.8とか61.0とか、それくらいのところもありますし、平均点が65とか70近い平均点の部も

あります。ですので、そういう形をとると、非常にこちらとしてもむずかしい部分が出てきますので、再度、総務部長を中心としまして、各部長とのヒヤリングをしまして、できるだけ平均になるような形をとって、それで、今回の6月の勤勉手当の査定をさせていただいております。特に、各部、それぞれあるものですから、1つの部だけに偏るのではなくて、全体的な部分を、今回は試行でありますので、全体的な部分の中から、一人なり二人なりのという形の中で選考して、勤勉手当アップの職員を作りましたのでお願いしたいと思います。

**古畑秀夫委員** アップだけで下げるとかということはなくて、どの程度アップしているかだけ、パーセント。

**人事課長** 今回、査定させていただいた部分の勤勉手当の部分については、管理職以上でありますので、課長職以上です。今回、全体を見直す中でも、課長の中で特に下げなければいけないというような理由の部分はありませんでしたので、今回は、下がった部分はありません、上の部分だけです。上の部分の勤勉手当の額でいきますと平均すると3万円くらいのアップという形になっております。

**金田興一委員** 今の関連ですけれども、考課者というのは管理職だけで、一般職までいっていないということですか。

**人事課長** 考課者は、第1次考課者というのがありまして、一般職を考課するのは係長なのです。ですので、係長も考課者になります。課長も、もちろん、係長の考課者でありますし、課長も部長から見れば、非考課者という形になっておりますのでお願いしたいと思います。

**金田興一委員** 考課というのは、大変むずかしい問題ですし、考課方法とか、いろいろなのは、たぶん、市役所の場合も何回も変わっていると思うのです。私も十数年前、何回も変わったりしたのですが、考課者が受け持つ職員の人数は、最高どのくらいで、最低どのくらいですか。

**人事課長** 最低は、たぶん、1人だと思います。要するに部下がそれだけということもあると思いますし、それから、たまたま、今、保育園関係、全体的なものを見るということになりますと非常に数が多くなっています。ですので、そういうところで見ますと百何人という形になります。各部によっても大きな部と小さな部で、部長は、最終的には、その部全体を見るものですから、百何人の部と小さい部は、ほんとに数人という部がありますので、結構、数は、違ってまいります。

**金田興一委員** 私も昔やった頃は、対話も、一つのあれに入っていたのですけれども、1年間に、対話が1回しか、あるいは、2回しか出来ないというような、そういう方法のときもあったりして、変えてきたのですけれども、やはり、そういう点での考課者と非考課者との、なんて言いますか、接触と言いますか、対話の機会とか、こういうものは、確保されているのでしょうか。

**人事課長** やはり、一番大事になるのは信頼関係だと思います。ですので、コミュニケーションを一番図ってほしいということで、私どもも研修の中でお話をしておりますし、ですので、考課の目標を立てるときに、まず1回目の面接、イヤーコミュニケーションをそこで取りまして、さらにまた中間でコミュニケーション、いわゆる面接をする。最終的には、また面接するというので、最低でも3回はという形になりますけれど、それぞれの考課者によりましては、常日頃、そういう形でコミュニケーションを取っているところもありますし、また、なかなか取れないというような部分もありますので、できるだけ頻繁に取れるような形をもって行ければ、信頼関係が深まるかなというふうに考えておりますのでこれからも更にそういう形で進めていきたいというふうに思っております。

**塩原政治委員** 81ページで、さっきの車の借上料、これは、松電だけ借りているだけではないわけですね。リースとか含まれているわけですね。

**庶務課長** 大型バスにつきましては、松電でございます。そのほか、今、共有車両を借り上げでやっていますので、庁内で共有で使える車両10台分、これは、借り上げです。

**塩原政治委員** 10台ですか。

**庶務課長** ええ、10台です。

**塩原政治委員** リースでなくて借り上げということですか。

**庶務課長** リースです。

**塩原政治委員** リースですね。普通、企業でいけば、資産にならないで、そこから経費で落ちるからメリットがあるのだけれど、役所ではどういうメリットがあるのかなという気がするのだけれど。

**庶務課長** このリース方式につきましては、一応、購入の場合だと、10台まとまりますと相当な額になりますよね。ところがリース形式になりますと、10台、例えば、更新する場合でも、当初予算と言いますか、それが平準化されて、あまり一度に財政投資をしなくてもいいというような形になります。当座的な、その費用的に見ますと、購入よりも若干高めという形になりますけれども、ただ、一時期に大きなお金を投入するということではなくて、年間、平準して、その車両を確保できるという部分が、利点かなというふうに思っております。

**塩原政治委員** 基本的には、お金は高めになるけれど、一時に出さなくていいという考えであって、ただ、例えば、トヨタ自動車の場合、特価価ってありますよね。あれ、5台以上まとめるとかなりダンピングするのですよね。という方法もあるのではないかなという気がするもので、また、その辺も各自動車屋さんを持っていると思うから、検討してもらって、それで対費用の比較をした方が、もっとあれになるのではないかなという気がしますので、ぜひその辺は、研究してみてください。

**鈴木明子委員** やはり車のことですが、重要物品のリストがあって、そこを見ているのですけれども、車を導入する際に、どういった車種にするのかとか、それからグレード的にどんな車、あるいは、装備とか、どんな装備にするのかというようなことについて、必要以上のものは、もちろん、するべきではないと思うのですけれども、その辺は、どういうふうに変定をしているのでしょうか。

**財政課長** 基本的には、それぞれの課が、自分の業務に使うわけですので、そういったことも踏まえて、車種ですとか仕様等の案を作ってくださいまして、それを上げてもらうのですが、それは、庶務課が、まず、施設担当の方で、ある程度共通の仕様とかいうものを、標準仕様を持っておりますので、それと照らすことが、まず、1回目チェックをいたします。さらに購入なりリースにあたりましては、庁内の物品等購入審査会というのがございますので、そこにかけてまして、その仕様の内容とか、車種についても検討して、リースなり持っていくという形の手順があります。事務手続的にはそういった形です。

**鈴木明子委員** 一部、不必要にいい車に乗っているのではないかなというような声も、ちょっと聞いたりするもので、やはり、その辺を、台数も多いことですので、きちんとシステムを稼働させてもらって、チェックも入れていってもらいたいと思いますが、お願いします。

**委員長** ほかに。

関連で、いいですか。先ほど、リースが若干高いという話がありましたが、買い取りとリースとしっかりと計算をしてみてもらいたいということと、これは、ちょっと自分がかかっている仕事なので、言いにくいけれど、ちょっとリースの話が出たものですから。メーカーの保証というのが5年なのです。市役所が7年リースなのです。そうすると5



年過ぎたものについては、リースを納入した市内の事業者が負担をしないといけないのです。それなものですから、リースの方法はいろいろありますから、5年で残価設定をして、例えば、残価を30万円なり残して、5年リースにして30万円で買い取るとか、あるいは、5年間からあと2年間、再リースの形にするとか、というような形で考えてもらうと市内の業者としてもリースがやりやすいということと、それから、リースの扱っている三者契約が、今、多いのですけれど、その場合に、リース会社の方で、必ず記録簿と整備内容を報告しろということになっている場合には、決まった距離で決まった整備をしていないと、リースアップするまではリース会社の車なものですから、リース会社でしっかり車の整備についての確認をするのですね。ただ、そういう形ではない契約も中にはあると思うのですが、その場合にリースアップしたときの1回目の車検というものは、かなりかかってくるのではないかというふうな、業界で噂があるということで、そういう点も、これからリースにしていくのか、購入にしていくのかという中では、検証していただいて、できれば、5年リースにしてもらって、残価設定をしてもらおうと、メーカー保証がついているので、市内の業者が負担しなくていいかなという、これは、一応、業界としての意見ですので、参考までをお願いします。

**総務部長** 答弁はいいですか。

**委員長** 答弁してもらわなくてもすぐにどうこうでないの。しますか、部長。

**総務部長** リースの関係は、ただ、先ほど、お金が一度にかかるというだけではなくて、車検だとかそういうものもリース会社にゆだねてあります。従って、それは、事務もリース会社にやっていただくという、そういうメリットもございませう。それから、塩尻市の場合は特殊でありまして、6年、7年のリースにしてあれば、あと、それが過ぎると無償でもらえるという、それは、業者にしてみれば、先ほど、委員長さんが言うように、それは、困ると言うのですが、市の立場で言えば得をするという、そういう、逆に言わせれば、そういうメリットがあるものですから、ただ、業界からは、それでは、ちょっと大変だからということで、前回ありまして、将来、十分検討していく計画でございます。しかしながら、やはり市とすれば、少しでも安く、しかも、効率的にやればよいのではないかという形の中で、今の方向付けで継続していくということだけ承知願いたいと思います。以上です。

**委員長** そんな話が出るとなんですが。結局、リース業法で行くと7年というのはないのです、軽自動車の場合は、それを我々は7年後に1,000円の残価を残して、1,000円、我々がリース会社に払って、市に無償譲渡するという形になっています。正規ので行くと7年というのは出来ないのです。それを行政がやっていくのはおかしいのではないかというところまで話が出ていますけれども、今の説明がなければ、こういう話を出ないのだけれども、そういうことで、市は得をするのだけれど、例えば、6年目のときに、何十万もかかるような大きな修理が出たら、それを業者がしよわざるを得ないということで、その辺が一番困るところなのです。その辺をちょっと考慮していただきたいというのが、5年の中には、メーカー保証できるものが、通常保証が3年です、特別保証が5年です。何十万もかかるような修理というのは、だいたい5年まで伸びたのです。ですから、そういうことも含めて、残りの2年間というのは、正直言って非常にひやひやで業者は、今、対応している状況ですので、そんな形も御理解いただきたいなというふうに思います。また、検討できるのであれば、していただきたい。以上です。

**鈴木明子委員** 129ページ、農業委員会の選挙に関してですけれども、これは、有権者は、自分が有権者であるかどうかということをどういうふうにするのかという、ちょっと質問というか、あれなのですけれど、ちょっと聞いたところによると、今回は、投票用紙がこなかったというような、知らないでいたら選挙になってしまっていたというような話をあとから聞きまして、どういうふうになっているのかなというふうに思ったので、その辺を。

**委員会事務局長** 農業委員の選挙人名簿の登録は、本人が1月10日までに、農業委員会へ申告するということになっておりますので、本人の申請主義なものですから。その申請をしたものを、農業委員会が、選挙管理委員会の方へ、その名簿を送付するということになっております。登録の資格ですけれども、住所があるのは当然ですよね。それと二十歳以上ということと10アール以上農地を耕作する人で、年間60日従事していないといけない、というような条件がございまして、あくまで、本人が農業委員会の方へ届けることによって、選挙人名簿に登録されることになりまして、お願いいたします。

**鈴木明子委員** 申請によるということはわかりましたけれど、その申請をしてくださいという、それについては、どのように広報されるのでしょうか。

**委員会事務局長** それは、農業委員会の方でやる事務でございますけれども、今までは、地区の農事班長を通じて、その申請書を配って、農事班長が回収して、農業委員会にまとめて提出していたようですけれども、この選挙の選挙人名簿につきましては、直接農業委員会で、本人の家へ郵送で送って、本人が郵送で届けるようにしたために、今回は、ちょっと選挙人名簿に登録する人が少なかったようなことを聞いております。

**鈴木明子委員** やはり、申請をしなかったのは本人の落ち度なのかもわかりませんが、しかし、やはり、選挙になってしまって、投票用紙が来るものと思いついていたのが、来なかったというような、そういうことにならないためには、やはり、手だてが必要ではないかなというふうに思うので、それは、また、農業委員会、なんなりにきちんとするように言ってくださいというしかないですね。言ってください。

**委員長** 要望ということで。ほかに。

**永田公由委員** 81ページの燃料費の関係ですけれど、これは、年度当初に、たぶん、入札なり、なんなりで、例えば、灯油だったらリッターいくらとか、ガソリンだったらリッターいくらというような決めをすると思うのですよね。去年から今年にかけての、こういう高騰した場合の対応というのは、どういうふうにされているわけですか。

**会計課長** 燃料費単価の方を対応しておりますので、申し上げたいと思います。まず、燃料費につきましては、年度当初に、塩尻市石油商業協同組合という組合がございまして、これは19社入っております。ここに交渉をして決めます。例えば、今年、しょっちゅう暫定税率が、非常に変わった場合は、随時、交渉をいたしまして、上げるときにもすぐには上げず、下げるときには、すぐに下げてくださいという前提で、それに基づきまして交渉をしておったところでございます。例えば、ガソリンは、当初は156円で、現在、177円という状況でございます。

**永田公由委員** 85ページの文書事務費の中に、郵便料が予算より200万円ほど多いのですけれど、これは、特に何か理由がありますか。

**庶務課長** 担当の補佐の方から。

**行政係長** こちら側の郵便料につきましては、市全体のものから各課が持っている予算を差し引いた残りの部分で出ておりますので、総額では平成19年度は、6,300万円くらいの支出になっております。全体にしますと約200万円の増ということで、考えられる要因といたしましては、後期高齢者の事前通知ですとか、保険証の一括更新、この辺が要因として考えられます。

**永田公由委員** そうすると各課で足りない部分を庶務で見ている、計上しているということだね。

**行政係長** はい。

**総務部長** 郵便料の関係は、例えば、いろいろな補助事業とか、そういうものがある場合は、その経費もみてる

わけです。ですから、例えば、当初計画してあった事業が、補助事業が縮小したとか、そういう場合には、その経費も少なくなってくるということです。当初は、前年度対比くらいで計上するものですから、毎年、それらを精査して算出するときは、そのような数字になるということもありますので、今、言ったようなことも原因の一つかなと思いますけれど。

**永田公由委員** これが全部、いわゆる日本郵便へ支払っているというふうには理解していいわけですか。いわゆる郵便局契約でしている。

**庶務課長** 基本的にはほとんどそうです。ただ、いろいろ、なんていうか小包とか、そういうのがありますので、それはまた宅急便とか、そういうものもありますので、若干。

**永田公由委員** クロネコで、例えばメール便だとか、いろいろな形で民間がこういったものに参入していますけれど、市とすれば、当面は日本郵便でいくという考え方ですか。

**庶務課長** 一応、信用性とか、そういう部分で、当面は、現状どおりでいきたいなという考え方をしております。

**永田公由委員** もう1点ですけれど、財産の方の関係で、一点お聞きしたいのですが、524ページに旧鷺川小学桑崎分校の木造の建物が131平方メートルで、そこに記載されていますけれど、これは、現実的に記載するだけの建物ですか。

**財政課長** 確かに、もう古いものですし、一応、形としては、そこに現存する場合には、計上させていただいてあるわけではありますが、現に、もう用をなしていないものであったり、老朽化しているものであれば、安全上とか、防犯上等のこともございますので、取り壊しをするようにしてまいりたいと思います。

**永田公由委員** これは、壊していいと思うが、整理した方が。

**中原輝明委員** 後先になってしまっていけないが、先ほどの人事考課の話だけれど、副市長に聞けば、一番わかるかな。人事考課は、研修して、そして、市民対効果によつての職員との関係は、なにもないわけですね。職員同士がいいだけで、市民とは、全然、効果が出てないような気がする。というのは、こういうこと。最近の職員は、囑託も含めて、人にところに交渉に行っても何に行っても、ただ行って来て、勝手にやって、みんな帰ってきた。人事考課というのは、やはり、職員が効果を上げれば、市民とのコミュニケーションもよくなる。そしておのずと塩尻市全体が上がる、こういうことだと、私は思うのだけれど。その辺がコミュニケーションを取る。自分たちだけで金を上げたり、下げたり、そのようなことは関係ない。問題は、市民対皆さんとの対話がよくなって、なお一層、塩尻市が良くなれないといけない。では、ないですか。家の中だけで、あのことは、いけない、こっちは、かかわってはだめだ、そのような評判でなくて、それを基にして、新しく塩尻市の市民との交流をしたり、問題点を言われたら、それをきちんと説明責任をしないといけない。してないです、最近、職員は、これは、名を上げたらいいが、上げないが。そんなような職員きり。囑託の職員もきちんとしなければ、これは、笑い事ではないです。

**副市長** 私どもの仕事自体が、市民の皆さん、対市民の皆さんという業務が一番多いわけですので、その人事考課をやるというのは、やはり、業務の方向を、進行しているかという点を考課者が考課するわけでございますので、それは、直接市民の皆さんは、考課はしませんけれども、そういう市民との対応の状態はどうかと、こういうことで、この職員はどうかと、そういう代表的な目を養いながら、それで考課をしているわけですので、それは、理解をしてもらいたいと思います。そうは言うけれど、言うことを聞かないではないかとおしかりもわかりますけれども、そういうものについては、その職員の対応は、どこがいけないかというものは、やはり、みんなで注意しあって、次のときは直さない

といけないというような、そういうことでやっておりますので、そのようなことで理解してもらいたいと思います。

**中原輝明委員** 理解しろって言えば、理解はしないとイケないが。ただ、その理解はむずかしい、私から見ると。皆さんは、内輪だけの思案、思案なんて、いろいろ、あっちに行ったりこっちに行ったり、意見を述べて、よくなるか、悪くなるかもしれないが。やはり、そういうものの効果というものは、おのずから市民にも出てこなければおかしと思う、自分たちだけでは、これは、うんとむずかしいことだと思う。最近、本当に説明責任、市長がよく言う、説明責任が出来ていない。自分だけわかって、例えば、相手が滞納していて、集金に行って、ああだ、こうだと言って来るのでなくて、こういう方法もある、こうしてやってこうだという説明責任をして、金をもらうようにしないとイケないのでないですか。それが、人事考課というのは、さっき言ったけれど、副市長の言っているように、考課は職員間だけでやって、その考課を上げると同時に、その考課が、市民にも反映してこないといけないと思うが、違いますか。自分たちだけでいいですか。

**副市長** 自分たちでやって納得しているうちは、自分たちだけで満足しているということではなくて、そういうことを通じて、その職員が、一層やる気を出して仕事をやることによって、市民サービスの向上が図られる、そういう考課になると思います。直接あの職員はよかったから、考課を上げとけよと言われて、そういう制度ではないですけども、やはり、管理監督者として、その職員の業務について、どういうぐあいに職責を全うしているかどうかという尺度をつけてもらって、それが考課ですので、それで、対話をしているわけですよ。だから、その職員の対応が悪ければ、いろいろ入ってきますよね、そういうことも人事考課として、これは、本当に、この職員が、市民の皆さんと向かいあったときに、適切に対話が出来ているかどうかということも上司として判断ができるわけですから、そういうのを全体を通して、この職員はこういうところが足りないから、もう少しこういうところを磨いてほしいと、そういうことを、先ほどコミュニケーションと言いましたけれども、面談をしながら目標設定をさせて、それを達成するように努力する。そういうことによって全体の業績がアップする、業績がアップするということは、市民サービスの向上が図られる、そういうシステムであろうかなと思います。一口に言ってしまうときれいごとになってしまいますけれども、実際には、いろいろ対応の仕方がまずいということもございますので、そういうのは、そのケースごとに、その担当のところで、こういうぐあいにやった方がいいのではないかというケースを勉強しながら対応していくつもりですので、何かそういうことがあったら、また、御指導いただければと思います。

**中原輝明委員** 御指導は、お互いに、私もされないといけないが。その辺というのは、私の言っていることがよく通じなくてイケないが、私の言いたいのは、考課を上げるために、人事考課をやってもいいが、そのものを勉強したら、他人でも、そういうことは、良いことも悪いことも相談して進むということでないですか、良い方向へ。いつも、私は言うけれど、ここでは、みんな美辞麗句を絶対並べている、皆さんは、いけませんでしたとは一言も言わない。皆さんが一番イケないのは、思ったことを議会が何と言おうとそれで突き進む、ごまかしても何しても、ごまかしという言葉は、ちょっと失礼な言葉だが、それは、私たちの気持ちを察知してくれないと。議会の言っている気持ちは、何を言っているか。だが、我々は、この方向で、例えば、予算組むには、これで、なんでもうやむや、とにかくこの目的に向かって、なんとか説明責任をして通そうと。だから、議会、定例会を見ていてもそうです。よい意見が出ていても、皆さんは出したことに対してあくまでも通すわけです。そこを議会の連中の言っていることも、やはり、そうだなと反省して前に進むというのがいいのではないですか。違いますか。

**副市長** 私どもは、そういうようなつもりでやっています。例えば、こういうぐあいに決算のときに、いろいろ御意

見をいただきますので、それは、これからの実施計画なり、予算の時に反映するようにしますし、すぐ対応しなければいけない部分については、もちろん、全部が全部思うようにはいかないわけですが、トータルで見ると、これは必要性だとか、緊急性だとか、判断して対応しなければいけないところは、即、対応する、そういうことはやっています。ただ、いろいろなケースがありますので、こうやって説明するところでは、なんだ、お前、全然問題はないかと言うと、いろいろな市民の皆さんも、いろいろなお考え、あるいは、要求もいろいろありますので、100パーセント御満足いただけるかどうかというのは、それは、一概には言えないことですが、議員さんがおっしゃられるように、内部だけで、要は、評価していて、それではだめだよと、市民の皆さんが見たときに納得できるような評価でなくてはだめではないか、多分そういうことかなと思います。私どもは、そのようなことをしなければいけないものですから、やはり、人が人を評価するということですので、どうしてもその尺度が、一応は決まって、いろいろな見方の尺度があるのですが、どうしてもその人によって、うんと厳しい人とちょっと柔らかい人と確かにあります。それをなるべく目揃いをあわせなくてはならないということで、毎年毎年研修をしながら調整をさせてもらっていますので、それは、なるべく大勢の方に納得していただけるような評価が最終的には必要なと思います。

**中原輝明委員** よくわかりました。

**永田公由委員** 85ページの職員採用試験に関連して、昨年17人採用されていますけれど、この皆さんは、元気で働いているわけですか。

**人事課長** 昨年度17名採用いたしました。今の話の中で、1名、ちょっと体調を崩しまして、この8月31日で退職いたしました。あとの職員につきましては、今のところ元気でやっております。

**永田公由委員** 体調を崩したというのは、どういうあれですか。いわゆる内臓が悪くなったとか、そういう病気であったのか、それとも職場があわないとか、そういう性格的なものですか。

**人事課長** 本人のプライバシーもありますので、心の病という形ですので、具体的には、全く細かい最終的な下にあるものはわかりませんが、そのような形の中で、本人としても耐えられなかったということになりましたので、お願いしたいと思います。

**永田公由委員** 111ページで職員の健康管理等ということがありますが、最近も、若い、まだ50歳前の係長が亡くなったというようなことで、健診を受けていても見逃す場合もありますし、健診を受けていたから100パーセントということはないのですが、先ほども出ていたのですが、いわゆる、こういったものについて、ある程度強制して受けさせていかないと、せっかく職場というか仕事に慣れてきて、これからというときに、そういう形で失うということは、市にとっても一つの財産が失われるということですので、先ほど出ていましたけれど、健康診断というものは、これからも力を入れてやっていただきたいというふうに要望しておきます。

もう一つ、今も出ました心の病等で、長期の療養休暇を取っている方が何人かおられると思うのですが、そういった方に対するカウンセリングとか、あとの職場復帰に向けてのフォローというものについては、人事課としてはどういったことに取り組んでおられますか。

**人事課長** メンタルヘルスの先生と相談しながら、最低でも月1回は、メンタルヘルスを受けていただいております。私どもも一緒に主治医の先生のところに行ってお話を聞きながら、どういう形で復帰を訓練したらいいかということで、お話を伺っております。現に復帰訓練をしている職員もおります。ですので、できるだけ私たちもかわりを持って、昔のいわゆるうつ病とは違う、新しいうつ病と言われている、そういう病気も含めているということで、結構、ちまた

でもふえています、若い職員の中で。いわゆる仕事をむちゃくちゃし過ぎて疲れてしまったというのではなくて、対人関係とか、その職場でしかられたからだめになってしまうとか、ちょっとそういう部分がきていますので、今までみたいに励ましたりしていけないとか、そういう形だけでは解決ができないものですから、先生と相談しながら、この職員に対しては、どういう態度でやっていっていったらいいかということで対応しながら進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。確かに、成人病で昨年度は2人、今年度については、ついこの間も含めて3人若い職員が亡くなりましたので、本当に、私たちも健康診断をしっかりやっつけていかなければいけないんだなということで、もちろん、代表監査委員も含めた中でも、とにかく全員にやらせろということ言われておりますので、私たちもそれにつきましては、電話なり、課長を通して、催促するなり、全員受ける形をとっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

**委員長** それでは、議案第1号の平成19年度塩尻市一般会計歳出についての審査は、総務部については終了いたしました。歳入については、協働企画部、市民環境事業部が終わったところでお願いします。

#### **議案第5号 平成19年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**委員長** 総務部の関係で、次、議案第5号、平成19年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

**財政課長** 決算書の397ページをお願いしたいと思います。397ページになりますが、塩尻市用地先行取得事業特別会計でございますが、歳入の合計が5,605万9,908円、歳出合計は5,605万9,813円で、差引95円の繰り越しということになるわけでありまして、歳出の方でございますが、404、405ページをお願いしたいと思います。この会計については、御案内のとおり、用地先行取得債を用いて用地を取得し、その起債の償還を取り扱う会計でございます。元金につきましては、平成19年度、元金の償還が5,494万円ほどございました、これに係わる利子が111万9,813円ございました。

内容につきましては、決算説明資料の82ページにもございますけれども、中央スポーツ公園と柿沢苗圃と奈良井の中町駐車場の3件ございますけれども、平成19年度で中央スポーツ公園と柿沢苗圃の償還が終了いたしました。従って、あと残りは平成26年度まででございますけれども、奈良井中町の駐車場が平成19年度末の時点で1,610万円残っているという状況になります。

なお、歳入につきましては、この償還金に対しての一般会計繰入金が主なものでございまして、402ページ、403ページの方にございますけれども、それと、前年度からの繰越金を持って充てていくという状況でありますのでよろしくお願ひします。以上です。

**委員長** これについて何か質問はございますか。異議なしとの声がありました。

それでは、議案第5号、平成19年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致を持ちまして認定することにいたします。

#### **議案第14号 塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例**

**委員長** 次に議案第14号、塩尻市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**人事課長** それでは、議案関係資料の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料でございます。それでは、始めさせていただきます。塩尻市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成20年12月1日から施行されることに伴いまして、関係する条例につきまして必要な改正をするものであります。

この関係法律の整備等に関する法律のうち、1点目につきましては、その概要に書いてありますけれども、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正によりまして、条例で引用しております法律の題名及び条例の題名を改めるものであります。1つとしまして、塩尻市職員の分限の手続及び効果に関する条例、2つとしまして、公益法人等への職員の派遣等に関する条例を改正するものであります。

2点目につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、引用している規定等を改めるものでありまして、塩尻市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例、これを改正するものであります。

条例の施行等につきましては、平成20年12月1日からとしたいものでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、11ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。塩尻市職員の分限の手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。この第2条の関係の中で、現行が公益法人となっているところが公益的法人という形になっております。これにつきましては、法律の題名が変更になったためということでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。この的が入ったという理由につきましては、公益法人制度につきまして、現行の仕組みから提案理由でも述べましたように、関係法律の整備等に関する法律によりまして、一般社団法人及び一般財団法人と公益社団法人及び公益財団法人の2つに対処されたということであります。このために法律の題名が公益法人から公益的法人となったものでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次の12ページ、13ページをお願いしたいと思います。塩尻市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の新旧対照表でございます。この関係につきましてですけれども、第2条の登録資格につきましては、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる人を各号に列記しておりますけれども、第2号の認可地縁団体の代表者が欠けた場合につきまして、仮代表者については、現行の地方自治法においては、民法第56条の仮理事を仮代表者と読み替えていたというものでございますが、今回の改正によりまして、新しく260条の9ということで仮代表の規定を設けたことによりまして、このように改正をするというものでございます。同様に第3号の特別代理人、第4号の清算人につきましても、民法の重要規定を改正するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第6条及び第8条でございますけれども、この関係の主たる事務所につきましても、今回の地方自治法の改正によりまして、今までの事務所から主たる事務所という形になりましたので、改正するものでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから第11条の認可地縁団体印鑑登録の抹消につきましても、地方自治法に認可地縁団体の解散事由が新たに記入されたことに伴いまして、民法の重要規定を改正するというものでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、14ページ、15ページをお願いしたいと思います。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧

対照表でございます。これは先ほども申し上げましたけれども、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名が公益的という的が入ったものでありますので、引用する法律の題名を改めると共に、題名を塩尻市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例というふうに改めまして、条文書におきます公益法人を公益的法人に改正するものでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから15ページの塩尻市職員定数条例の新旧対照表でございます。この条例におきましては、職員の定義において、派遣職員を除くとする規定の中で、今回、改正をいたします公益法人等への職員の派遣等に関する条例、これを引用しておりますから、この引用条例の題名につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、この当条例で改めますので、この改正の附則によりまして引用条例の題名を改めるものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**委員長** 何か質問ございますか。ございませんか。

**副委員長** 現在、公益法人へ塩尻市から派遣している人数と派遣先があれば具体的に。

**人事課長** 塩尻市から塩尻市土地開発公社に2名派遣しております。財団法人塩尻市文化振興事業団へ2名、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、いわゆる社会福祉協議会でございますけれども、ここへ1名、以上でございます。

**委員長** ほかにございますか。

**中原輝明委員** 今の逆の場合もありませんか。ないですか。

**人事課長** 逆から来ている職員もおります。塩尻市土地開発公社から2名です。以上です。

**委員長** よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第14号、塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、認めることに異議ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致を持ちまして認めることといたします。

#### **議案第15号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

**委員長** 次に議案第15号、塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

**消防防災課長** それでは、議案第15号、塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由でありますけれども、株式会社日本政策金融公庫法が平成20年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものであります。

概要でありますけれども、国民生活金融公庫が、新たに設立される株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、引用している名称を改めるものであります。平成20年10月1日から試行するものであります。

次のページをお願ひしたいと思います。新旧対照表でありますけれども、下から3行目のところに、現行のところ、国民生活金融公庫が、左に飛びまして株式会社日本政策金融公庫に変わるものであります。以上であります。

**委員長** 何か質問はございますか。よろしいですか。

それでは、議案第15号、塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について認めることに御異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致で認めることといたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

**委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費を除く)9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正**

**委員長** 議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。これにつきましても、歳出をやって、協働企画部、市民環境事業部を終わらせてから採決という形となりますのでお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

**庶務課長** 資料の18ページをお願いいたします。総務管理費、一般管理費、委託料のうち調査施設管理費におきまして、31万5,000円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、アスベストの含有分析調査委託料31万5,000円でございます。本年2月に、国の方から、トレモライト・アンソフィライト・アクチノライト、この3物質が、従来、建築の主要資材として使われていなかったということですが、そういう使われている例が見られたということで、新たに分析をし、処置をしるということがありましたので、それに基づきまして、分析調査委託を行うものでございます。市役所では、正面玄関、議場、電話交換機械室の、いずれも天井裏ですが、この3箇所につきまして分析委託をしまいたいというものでございますのでお願いいたします。

**財政課長** 次に積立金、基金積立金でございますけれども、財政調整基金元金へ5,000万円、減債基金元金へ5,000万円を積み立てたいものです。これは、平成19年度からの一般会計の繰越金1億9,900万円余でございます。この2分の1を下らない額を積み立てるということになっておりますので、それに従ったものでございます。

また、教育文化施設整備基金元金積立金につきましては、御寄付いただいた10万円を積み立てるものでありますのでよろしく申し上げます。

**消防防災課長** 23、24ページをお願いしたいと思います。9款の消防費、1目の常備消防費でありますけれども、消防負担金の広域連合負担金の救急業務39万1,000円の増につきましては、支弁金の確定に伴います増であります。

次のページをお願いいたします。2目の非常備消防費でありますけれども、消防団、これは、長野県消防協会ポンプ操法大会へ、ポンプ車、小型ポンプ2チームが出場したことに伴います増額補正であります。

主なものとしましては、消防団諸経費の一番下、備品購入費であります30万1,000円、これにつきましては、消防用のホース9本の購入費であります。

その下、消防交付金57万円につきましては、松本大会から県大会までの間の練習に対するチームの費用弁償でありまして、2チーム分57万円であります。以上であります。

**委員長** 何か質問はありますか。よろしいですか。

それでは、議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算中、総務部に係わるものについて、認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致を持ちまして認めることといたします。

**議案第1号** 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に対する調書

**委員長** それでは、協働企画部に係わるもので議案第1号、平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について説明をお願いいたします。

**企画課長** それでは平成19年度一般会計の決算書の90、91ページを御覧いただきたいと思います。決算説明資料では、34ページからになっておりますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

6項の企画費から御説明させていただきます。決算書の備考欄を御覧いただきたいと思いますが、委員報酬につきましては、行政改革推進委員会並びに塩尻ブランド推進ネットワーク準備会、それぞれの会議の委員さんの報酬でございます。

企画事務諸経費1,376万円余につきましては、主なものといたしましては、市民満足度(CS)アンケート委託料といたしまして181万6,500円。隔年でコンサルに委託をいたしまして実施をしております市民満足度アンケート調査でございます。平成19年度は、SCOPに委託をいたしまして実施をさせていただきました。これらの市民満足度(CS)アンケート調査につきましては、行政評価の一環として調査をさせていただいております。そのほか、松本広域連合負担金といたしまして、1,143万9,000円となっております。

地域振興事務につきましては、19万余でございますが、執行は、地域づくり課でございますが、これ1項目でございますので代わって説明をさせていただきますが、地域活性化センター負担金14万円が主なものとなっております。

未利用地等対策事業、御承知のとおり、SNR人材育成エリアと柿沢苗圃の間が主なものでございまして94万円余となっております。それぞれ人材育成エリア、柿沢苗圃共に、除草、清掃委託料等でございます。

その下のトイレ借上料につきましては、人材育成エリア、マレットゴルフ場の簡易トイレの借上料となっております。

続きまして、その下の産学官共同研究推進事業756万7,000円余でございます。これの主なものといたしましては、地域ブランドマネジメントプラン策定委託料193万2,000円。それから信州大学との共同研究SCHOLA等負担金といたしまして400万円を算出させていただきました。

その下の用地先行取得事業特別会計繰出金5,600万円余につきましては、特別会計用地先行取得事業への繰出金でございます。

市民交流センターは飛ばしていただきまして、めくっていただきまして93ページ、地域見守りシステム構築事業6、

870万円余でございます。御承知のとおり子ども見守りシステムといたしまして、無線ネットワークを活用いたしましたシステムでございます。総務省の補助事業として7月から3月まで実施をさせていただきました。パソコン等使用料6,596万1,000円が主なものでございました。これらにつきましては、中継機400台分、サーバーが10台分となっております。7月から3月までの、一応、リース料です。これは総務省の方から指示によりまして、パソコン等使用料という形で支払いをさせていただいたものでございます。それから、設置にあたりましての取り付け賃金といたしまして、臨時作業員賃金126万余を支出させていただきました。ちなみにパソコン等使用料、本年度の4月以降につきましては、総務省からの迂回という形になっております。企画費につきましては、以上でございます。

**情報推進課長** それでは同じページからになりますが、情報開発費について御説明申し上げます。決算説明資料につきましては、34、35ページをあわせてお願いいたします。

住民情報等電算処理システム開発・運用事業費でございますが、5,399万1,000円余でございます。これにつきましては、ホストコンピュータによる47業務を運用するための経費でございますが、主なものとしましては、パンチオペレート業務委託料、これは、各種のデータ作成、パンチ件数が20万2,500件ということで1,017万4,500円。

それから、その1つ飛んで技術支援委託料493万5,000円ですが、これは、制度改正等に伴うシステム改修費でございます。

少し下がっていただいて、電算機器使用料ですが、3,300万4,000円余、これにつきましては、ホストコンピュータ中央処理装置、それからディスク、端末、プリンタ等でございます。

それから、次の行政情報等ネットワークシステムでございますけれども、これは、ホームページですとか、緊急メール、庁内ネットワーク等に係わる経費でございます。主なものとしましては、システム保守委託料450万4,000円余。

次のページをお願いしたいと思います。パソコン等使用料が1,526万8,000円余。それから、財務会計等システム使用料が935万9,000円余でございます。

その次の塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございますが、9,546万1,000円余でございます。主なものとしましては、指定管理委託料が8,064万円。その手前に営繕修繕料が343万7,000円余ありますが、これは、光ケーブル等の無線費用等でございます。電柱共架料が、光ケーブルの中電柱、あるいは、NTT柱への共架料ですが、320万5,000円でございます。

その次の丸ですが、電子市役所構築事業ですが、3,291万7,000円余、これにつきましては、主にSBCシステム等の利用に係わるものでございます。主なものとしましては、パソコンの保守点検委託料が211万6,000円余。それから、SBCサーバ等使用料が2,800万円余。

総合行政ネットワーク運用負担金171万6,000円余でございます。そのうち、一番上にあります長野県電子申請届出サービス利用負担金が128万9,000円余ということで、昨年の10月から県下で運用が始まりまして、塩尻市では、水道の閉栓届け、あるいは、届けの関係の受付、市民交流センターの愛称募集、あるいは、各種の講座の受付等を行っております。

その下の丸ですが、デジタル放送対策事業費としまして5,500万円。これにつきましては、テレビ松本とデジタル放送対策事業ということで、平成18年度、平成19年度、二カ年にわたり行いました難視聴地域の解消、それから

デジタル放送対策ということで、テレビ松本のケーブルテレビを延長しまして、全市をカバーするというようなことで行いまして、平成19年度は、宗賀の牧野、本山、日出塩、それから榑川地区について工事を行いました。

その下の丸ですが、情報処理システム再構築事業4,459万7,000円余。これは、住民情報システム連携委託料としまして696万4,000円余。

それから、次のページをお願いします。新システムの共通認証基盤ということで、いろいろなシステムを1つのシステムのところで、ユーザー情報、ITパスワード等の管理を行いまして、そこで、認証を済ましたあと、それぞれのシステムへ振り分けるといふ、そういったシステムを構築したわけでございますが、これが、485万円9,000円余。

後期高齢者医療システム改修委託料が565万9,000円余。

電算機器使用料としまして、2,711万4,000円余ということになっております。私からは以上です。

**地域づくり課長** それでは続きまして、地域づくり振興費をお願いしたいと思います。6つ目にありますふれあいのまちづくり特別事業補助金737万8,000円ですけれども、各地区及び地域づくり推進組織が行う地域活動に対して事業費の3分の2、備品購入にあたっては4分の1、80万円を上限に補助をするものです。吉田地区の区誌編纂事業ほか26件、1,800万円余の事業費に対し、373万8,000円を補助したものです。

その下の一般コミュニティ助成事業は、宮前区の和太鼓購入が、長野県市町村振興協会の補助対象となり、250万円が交付されたことにより、市をとおして交付したものです。

そのまた下にあります地域づくり実践活動補助金81万7,000円ですが、これは、ふれあいのまちづくり特別事業等で整備したコミュニティ施設を利用したソフト事業の定着化だとか、地域づくり計画策定に対して、事業費の3分の2、20万円を上限に補助をするものです。昨年度は、奈良井区の奈良井駅100周年カウントダウン事業ほか4件、230万円余の事業に対し、81万7,000円を補助したものです。

次のコミュニティ施設等整備事業ですが、下水道接続工事では、贄川北部多目的集会所の排水施設工事です。これは、合併協議の中で榑川地区の公民館と集会所は、市で下水道施設を敷設したものを地元に移管することとなっているため、これで公民館、集会所に関しては、平成19年度ですべて終わりになります。

次の防犯灯設置事業補助金ですけれども、130万3,000円ですが、これは、新設事業、既存の電柱、NTTだとか、中電の電柱に共架しての取り付け、これは1万円を上限に補助するものです。これが52基。電柱を新しく設置して防犯灯をつけるもの、これを1万5,000円補助しているのですけれども、これが4基。指定防犯灯、これは3万円を補助しておりますが、これが11基。改修にいたっては、通常の防犯灯、これが1万円を上限にしまして64基。指定防犯灯、2万円を上限にしまして6基、合計137基の補助をいたしました。

その下の防犯灯電気料補助金ですけれども、指定防犯灯、これは589灯に対する補助金として263万1,750円を補助したということです。榑川地区の一般防犯灯697灯分、24万2,000円をあわせて補助をいたしました。榑川地区の防犯灯につきましては、これも合併協議の中で経過期間を設けて調整することとされていた事業です。平成16年度の補助基準を100としまして、平成17年度に75、平成18年度に50パーセント、平成19年度は25パーセントと毎年25パーセントずつ減額してきたもので、一般街灯の補助金は平成19年度で終了ということになります。

その下の集会所建設事業補助金は、吉田3区の1常会から4常会の施設なのでございますけれども、これに対して1,241万6,250円の建設費用に対して560万円を補助したものです。

その下の集会所改修事業ですけれども、これは、棧敷の五千石の集会所。それと吉田3区の5、6常会のトイレ改修、それと贄川の第2町会の屋根の工事に補助をしたものです。

その下の行政連絡諸経費では、行政連絡長の報酬67人分ですけれども、2,935万3,425円を報酬として支払いをしたものです。均等割24万円にあわせまして世帯割りをして払うもので、60万円を限度としております。平均では44万円です。

次のページに行きまして、上から3番目ですけれども被服費がありますが、これは、区長用のはっぴ67着分です。

その下の行政連絡委託料、これは、行政連絡活動費、区長分ということで、1戸あたり370円かける4台帳分、880万円余。それと行政連絡事務費ということで組長分390円かける広報の実配布数2万余で793万円、あわせまして1,681万500円ということになります。

その下の協働のまちづくり推進事業では、協働のまちづくり推進委員会委員報酬14万840円。これは、協働のまちづくり推進委員会5回を開催し、延べ36人分の報酬です。

その下の講師謝礼では、協働コーディネーターの養成講座及び協働のまちづくり市民交流会の講師謝礼となっております。

その段の一番下の協働のまちづくり提案公募事業補助金では、協働のまちづくりの基金を活用し、市民からの事業提案に助成をしたものです。平成19年度は、北小野地区振興会の地域マップホームページ作成、グループHIYOKOの子どもたちの安全なインターネット環境作り、塩尻紹介ボランティアのガイドとしてのスキルアップを図る。そのような事業、13団体から14事業の提案がありまして、その補助金ということです。以上です。

**榎川支所長** その下地域審議会事務諸経費16万7,500円でございますが、現在20名の地域審議会の委員さんがおいでになりますが、その開催にあたりましての報酬でございます。

その下の丸、旧榎川村誌等編さん事業394万7,370円でございますが、合併後、平成17年度から資料収集、調査等を行いまして、平成18年度、平成19年度で執筆をしていただきまして、平成19年度で完成をしたものでございます。内容としましては、平成期に入りまして、塩尻市との合併を中心として、合併までの間を編纂を行ったものでございます。体裁でございますが、A5版で本文が109ページ、年表が15ページで、1,000冊を印刷をし、現在1冊2,000円で販売をしているところでございます。なお、執筆、編纂にあたりましては、県短期大学の上條先生初め、6名の先生方をお願いをまいりました。以上です。

**地域づくり課長** それでは、支所費をお願いします。99ページの下の片丘支所からですけれども、支所費においては、片丘支所を基に共通する項目を説明させていただきまして、次に支所ごとで特別なものについてあわせて御説明をさせていただきます。

臨時職員賃金なのですけれども、これは、支所の窓口配置してある職員の賃金となります。これは、フルタイムは1日6,500円、パートタイムは、1時間780円を基準に従っているものです。平成19年度では、片丘、宗賀、洗馬支所においては、15日フルタイムと19日パート。広丘、吉田、榎川支所では、窓口担当として正規職員が配置されているため、19日のフルタイムが1人。北小野支所は、老人福祉施設を併設しているため、ボイラー等施設管理を含め、15日と19日のフルタイム。塩尻東支所では、19日パートが1人と、それぞれの支所によりまして、2人勤務、1人勤務、また、フルタイム、パートタイム等の違いがあるものですから、それぞれの支所によって使い分けている、こういうところです。

次の普通旅費から消耗品以下、補修作業までは、それぞれの施設の維持管理費及び事業にかかる経費ということでお願いしたいと思います。

片丘支所では、ちょうどまん中あたりに備品購入費として16万3,380円がありますけれども、これは、耐火金庫と両開きの保管庫、それとレジスターの3点を購入したものです。

広丘支所の管理運営費では、備品購入費、一番下にあるのですけれども、これは、AED除細動器と専用のキャビネットが必要なものですから、その購入費にあたります。

宗賀支所の管理運営費ですけれども103ページをお願いします。施設設備工事費ですけれども、24万7,800円ですけれども、これは、駐車場の採石が道路に四散することを防ぐため、駐車場の入り口部分を補修したものです。次の備品購入費は、大会議室の机なのですけれども、これを18台購入したものです。

次に北小野支所ですけれども、他の支所に比べまして燃料だとか電気、それと上水道の使用料が、ほかの支所よりも若干多いのですけれども、これは、北小野地区センターが老人福祉施設を併設しているため、浴場への給湯だとか床暖房を含む部分がありまして、このように高くなっているというところです。

次、洗馬支所ですけれども、105ページですけれども、中段の施設整備工事費870万4,500円は、体育館北面の外壁と屋根の塗装、あわせて管理棟部分の屋根の塗装工事になります。

その下の東支所の管理運営費は、通常の管理運営費ということになります。

107ページの吉田支所の管理運営費では、一番下のポツですけれども、備品購入費では広丘支所にありましたようなAEDの購入、あわせてキャビネットの購入ということです。

榎川支所管理運営費ですけれども、他の支所に比べまして、やはり、燃料と電力代がほかの支所より多いのですけれども、これは、冬期間、やはり寒いということと施設が3階建てということがあって、庁舎内の配管の凍結防止対応のため、長時間継続しての凍結温度を下げたいということで、1日だいたいボイラーを2時間ごとにたいているということがあります。あとは、節約ということでブルーヒーターをたいてやっているのですけれども、やはり施設が大きいということがありまして、このような金額になっているところです。また、この中には、あわせて図書館だとか公民館の灯油も入っているものですから、このように高くなっているというところです。

榎川支所では、次の109ページ、下から2つ目のポツですけれども、施設整備工事375万9,000円ですけれども、これは、昨年度に続きまして、屋上の修理と塗装を行ったものです。以上です。

**企画課長** それでは、130、131ページを御覧いただきたいと思います。5項統計調査費の関係でございます。1目統計調査総務費の関係につきましては、統計調査諸経費ということで77万1,000円余でございますが、それぞれ統計事務の諸経費が主なものでございます。一番下の印刷製本費につきましては、統計しおじりの印刷製本となっております。

次に2目の指定統計調査費の関係でございます。指定統計調査諸経費といたしまして、338万7,000円余を支出させていただきました。主なものといたしましては、指定統計調査指導員調査員報酬94人分、269万6,000円余でございます。内容といたしましては、統計法に基づく、商業統計調査、就業構造基本調査、学校基本調査、工業統計調査、並びに平成20年度実施いたします住宅・土地統計調査の調査費の設定等をこれらの調査員にお願いをしたものでございます。次の132、133ページにつきましては、これらの調査にあたります事務諸経費等が主なものとなっております。

続きまして、332ページ、333ページを御覧いただきたいと思います。土地開発公社費の関係になります。土地開発公社費といたしまして、貸付金6億3,000万円となっております。内容といたしましては土地開発公社委託事業貸付金、主なものといたしまして今泉テクノヒルズ分でございます。4億3,000万円。それから通常行われております公共用地取得貸付金といたしまして2億円。あわせて6億3,000万円を土地開発公社に貸し付けたものでございます。以上です。

**委員長** それでは、説明を受けて、質問はございますか。

**金田興一委員** 支所費の中で金額は、そんなに大きくはないですけれども、清掃委託料、これは、ほとんどの支所が対前年で50パーセント台になっているのですが、大変御苦勞をされていると思うのですが、これで、このあと清掃の關係に支障がないのかどうなのかということと、どんなふうにして半減されたのかと。特にこの清掃の關係を見ますと、清掃用具の借上料というのは、平成18年度から比べるとまるっきり少なくなっているの、よくここまで落されたものだということに関心をしているのですけれども、どのような内容でこれまで落されたのか、ちょっと教えていただければ思うのですが。

**地域づくり課長** 今のありました支所の清掃業務ですけれども、たぶん、本庁の關係もこのようなものだったかなと思うのですけれども、前年度ですけれども、それまで、各支所ごとに入札をしていました。それを東地区、西地区と便宜上ですけれども2つに分けました。その中で、それぞれ施設によって、清掃の回数だとか、カーペットの清掃回数、窓の回数、拭きがあるのですけれども、それぞれ計算する中で積算したのですけれども、ある業者さんは、どうしても取りたいということがあったためか、1回目の入札の時に低い額で落ちたと。続きまして、西地区の事業においてもあわせてそれに連動されて、入札によって落ちたというようなことが経過としてあります。ダスキンの關係もあわせて入札によって、このようになったと。

**委員長** よろしいですか。

**金田興一委員** 見ると57.67パーセント、56.84パーセント、56.92パーセント、一番低いのは、55.65パーセント、これは、支所ごとに見た場合なのですけれども。最低の入札率の問題とのからみは、ないのですか。建設とは違うので、いくら下がっても安ければ安いほどいいのですか。

**地域づくり課長** この事業につきましては、3年に一遍入札をしています。その中で、この平成19年が初年度になりまして、平成20年、平成21年というふうに継続的な事業が取れるため、そのために低価格でも、ま、いいのではないかとということで業者さんも取ってきているのだというふうに思っています。これは、3つの支所であわせてやっているものですから、それぞれの支所で案分しますと、それぞれの額になるのかなと思いますけれども、おっしゃるとおり、だいたい56.何パーセントだとか、53パーセント台で落札しているという状況でございます。

**金田興一委員** これは、3年間いいということですね、今後も。

**地域づくり課長** はい、それとあわせてその年度ごとに、やはり、ちょうど、これも積算値に基づいて、うちの方で算定させていただきまして、それにあわせて契約の時期の掛け率を示していただいているので、入札をしているということになります。

**委員長** ほかにございませんか。

**中原輝明委員** しかし、これは関連だが、厳しい答弁です。これは、見直しをしないといけないというのは、そこにあるわけです。ここだけではないと思います。逆にうるさい言葉で言えば、みんな丸くなっている。それだけ言えば

かと思うが、もう少し人ごとではなくて自分の事だと思ってやらなければダメです。先ほど私が言ったとおり、副市長に。全く、自分の言いたいことは、ちゃんと通すように、ものは絶対納得させないといけないので言っていると思うが、問題はそこにある。この中、改革しようと思えば、まだできます。皆さんが苦しいとき、なぜ、安くなったかなんて、だいたい元々が高くやっているのがおかしい。これは本当に、気をつけてほしい。それを突っつくのではないが、今後、頼みます。これは、どこからも、端から出てきます、やれば、業者もマンネリ化してしまっています。今度市民交流センターに入る云々という話もいろいろ出ているけれど、そういうことでいいのか悪いのかというのは、皆さんがしっかりしないと私たちではどうにもならない。基を作ってちゃんと通すようにできて、そんなことで説明責任で説明して、説明責任もないものです。実際、個々に考えれば、おかしいと思わないのですか。これは、本当です。今のこの段階になって、まだ、これは、直してほしいな、すべてのものが。それ以上言わないけれど、頼みます。説明しろって言えば説明するなんて、そんな説明なんて決まっている。今後は参考にして、そういう意見が出ているのだから。自分たちが精査して、精査に精査して。例えば、電子なんかかなんていう委託料だって何か基本があってやっているのですか。言われるだけではないですか、業者に。職員ももっと勉強してほしい、強くなってほしい。それ以上は言わない。進めてください。

**委員長** ほかに。

**塩原政治委員** 除細動器がうちの広丘と吉田に配置されたようなのですけれど、支所としては、初めてというか、最初になるわけですか。

**地域づくり課長** 今、広丘と吉田に入りまして、今、庁内の中で、今後の除細動器、どのように設置していくかというような、これから計画があります。そのような中で、なるべく、遠くの支所から、ちょうど広丘だとか、塩尻の消防署から遠いところから順に設置をしていきたいというふうに考えております。

**塩原政治委員** だいたい何カ所ばかりずつやっていくつもりですか。

**市民環境事業部長** 健康づくり課の方で、一応、とりまとめさせていただきながら計画を作ろうということで、今、庁内のいろいろ部署を持っているところと連携をとってこれからやるわけですが、ちょっとまだ、今、あとのどのくらい必要かという拾い出しをしておりますので、毎年いくつというのは、これからの計画の中で作って御相談していきたいと思います。

**塩原政治委員** それも、ちょっと変な話だけれど、まとめて買うとだいぶ値段が違うという話がありますから、あるいは、半値くらいになるような話も聞いているし、そうするとかえって、1個、2個とかやっていくよりは、まとめて買っていった方が、安くなる可能性もあるし、前回、委員長が言ったように、いろいろな形があるから、できるだけものを考えて、お金がないではなくて、そういうことを考えながら早めに設置してやってほしいと思います。

**市民環境事業部長** 庁内の中のAEDを見えますと、リースのものだったり、買い取りのものだったり、いろいろあるわけですが、その辺、十分、研究しながら計画を立てさせていただきますのでお願いいたします。

**鈴木明子委員** 95ページ、情報プラザ・ネットワーク運営事業ですが、相対として、この事業は、市民生活にとって、どういう貢献をする事業というか、どういうふうに市民が利用している、活用できているかというようなことについて、もう少し説明をもらいたいです。

**情報推進課長** 情報プラザの關係の建物の管理と市内に張り巡らされております光ケーブルのネットワーク、そちらの方の、そのネットワークの管理もお願いしているというところでございまして、市民生活の利便性ということで言い



ますと、リテラシーの向上ということでIT講座等を情報プラザでやっておりますし、それから、光のネットワーク等につきましても、先ほどもデジタル放送対策事業の関係でテレビ松本の一部延長しまして榑川までエリア拡大をしたりですとか、あるいは、地域の見守りシステムネットワークなども、そういったものを使ってやっております。

**鈴木明子委員** これも9,500万円の歳出状況なのですが、そのうちの8,000万円以上がこの委託料になっているわけで、実際問題として、私が特にわからないのかもしれないですけども、こういう方面に関しては、委託管理するときにどういうところが適切かというようなことで議会でも論議したことがありますけれど、その状況やなんかについてもお聞きしたいのです。運営協議会の委員が4人分ということで報酬が計上されているのですけれども、この金額を見ると、あまり実際には、やられていないのかなと思ったりするのですけれども、実際にはどんなふうになっているのでしょうか。

**情報推進課長** 情報プラザの指定管理委託料ですけれども、指定管理につきましては、5年間、指定管理者に対しまして契約でやっているわけなのですけれども、平成19年度は3年目にあたります。あと平成21年、平成22年と5年間でやっていくわけですけれども、情報プラザ、直営でやっていたときの経費や何かから算定をして、委託料の設計等をしてありますけれども、それから、運営協議会につきましては、昨年は、年1回だったと思いますけれども8月に実施しております。つきましては、信州大学の不破教授ですとか、飯村教授ほか、県の技術工業センター、そういった人たちをお願いしております。

**鈴木明子委員** その協議会でどのようなことが協議されるのですか。

**情報推進課長** 係長から答弁させます。

**情報企画係長** 情報プラザの1年間の経過報告という報告書の内容を出していただくということと、地域情報化ビジョンを昨年、作ったのですが、そういう内容についても協議していただきました。

**鈴木明子委員** どんな所見、意見があったのでしょうか。

**委員長** どんな意見が出ましたかということですが、いかがでしょうか。

**情報企画係長** 情報化ビジョンにつきましては、デジタル対策の関係で、ブロードバンドの関係もあるということで、情報通信局の方では興味のある内容だということとか、情報化ビジョンの進捗状況について、経過がわかるような資料がほしいというようなこととか、そういうことを言っておられました。情報プラザの運営については、細かいどうのどうのことについては、特に意見はありません。

**委員長** ほかに。

**古畑秀夫委員** 全体的にパソコン使用料というようなことで、あちこち上がっているわけですが、パソコンというのは、ほとんどリースということですか。

**情報推進課長** ほとんどがリースです。あとは、リース切れになったようなものですとか、かなり古いようなものも、今、SBC端末と言ったことで、直接、そのパソコンの中で、そこへ動くのではなくて、サーバの方で動いているのを、ただ画面とキーボード、マウス等の操作だけで、あたかも自分のパソコンの中で動いているような形でやるものについては、かなり古い、低スペックのパソコンでも大丈夫なものですから、そういったようなものについても、一部使っているものがあります。

**古畑秀夫委員** 違う方のところで97ページですけど、集会所の改修事業の補助金とかというようなことで、棧敷区などが出ているわけですが、これは、補助金というのは、どの程度のものに対して、どの程度出るのか、細かいこと

がわかりましたら。

**地域づくり課長** それでは、ただ今の、集会所の建設と改修ということで話をさせていただきたいと思います。これは、塩尻市公共施設等の建設事業補助金交付要綱というものがございまして、改修にあたりましては、290万円を上限にしまして、工事費の2分の1を交付しているところです。また、建設事業の補助金につきましては、これは、戸数によって分けられていまして、限度額が、例えば、50戸未満は400万円、50戸から100戸が480万円、100戸以上が、560万円を限度に補助率は2分の1ということで支出をさせていただいております。

**鈴木明子委員** 93ページ、地域見守りシステムの関係ですが、平成19年度は、モデル事業ということでやられたということですが、これから先の、この事業を継続してやっていくときに、年間どのくらいの経費が、維持していくのにかかるものか、この辺は、わかりますか。

**企画課長** 係長の方から細かい数字は、説明させていただきます。

**大学連携担当係長** このシステムは、サーバだとか中継機は、機械ものでございまして、中継機にいたっては200台、今年また130台くらい弱を、増設を予定しております。機械ものですので、その機械のメンテナンスを委託だとか、システムの障害があった場合の、ちゃんと回線が復旧されるかどうかということ、を、だいたい400万円程度くらいずつ、委託料として考えております。

**委員長** よろしいですか。

そしたら支所費の中で消防設備の点検委託料というのは、かなりばらつきがあるのですが、この辺は、何か建物の構造とか、そういうところが原因になっているのでしょうか。

**地域づくり課長** 今の御指摘の点なのですが、実は、消防施設整備の委託料の中で、2つあります。1つは、消防用の設備点検、これは、全支所が対象になります。もう1つで、防火対象物の定期点検というのがあります。これは、広丘と榑川の支所が対象外になります。ですので、例えば、片丘ですと消防用の施設点検が5万3,293円の防火対象物が5万1,455円をあわせて10万4,748円とか。広丘にいきますと、先ほど言いましたように、防火対象物の定期点検。防火対象物というのは、集会施設、面積だとかタイル、それと集会所の1つの部屋に対する集合人数、これによりまして、対象となる、対象とならない範囲、となるのですけれども、そのところの施設が、例えば、防火の消防計画がきちんと作られているか、防火管理者が専任されているか、避難訓練は、きちんとされているか、そのようなものを防火対象物の定期点検ということで検査しているところです。広丘のところでは、それが無いということなものですから、通常の消防用の設備点検。これは、年2回あるのですけれども、火災報知器だとか、そういうような点検が5万5,272円ということで、合計が5万5,272円ということで、それぞれ、支所によって対象となる、対象とならない範囲があるものですから、ばらつきがあるということです。

**委員長** これを管理している事業者は何社くらいあるのですか。委託先。

**地域づくり課長** 消防用の設備点検のところでは、2社になります。防火対象物は、1社になります。

**委員長** 先ほどちょっと出たAEDの件なのですが、AED設置の器具箱というのですか、あれが、非常に高価なものだというふうに聞いているのですが、役所の方では、プラスチックみたいな、あいう器具箱に収納しているわけですか、今の支所のものは。

**地域づくり課長** 支所は、きちんとした専用のキャビネットに入れているところです。プラスチックのような簡易製のものでなくて、もう少しきちんとしています。

**委員長** ちなみに、そのキャビネットというのは、いくらくらいするのかわかりますか。

**地域づくり課長** 2点でいくらだったのですが、この買ったものについては、本体とキャビネットが付き物だったものですから、あわせて1セットでいくらということですよ。

**委員長** 今度入れるときに、本体とキャビネットを別に見積もりをとった方が、かなり安くなります。キャビネットが相当な金額になっているはずなので、定価でいくと5万円と10万円、キャビネットは、になっているのです。それがどのくらいになるのかということ。AED本体は、そんなに違わないと思うのです。キャビネットでかなり違うと思います。だから、そういう見積もりの取り方も必要でないかと思しますので参考にしてください。

ほかにありませんか。

**副委員長** 1点、支所費の中で、櫛川の上下水道使用料ですが、家より安いですが、個人の家より、これの原因は続いたのですか。

**櫛川支所長** 人数が少ないということと、使用量がほんとに少ないということ。ポイラーも、水を一たんタンクに溜めてしまえば、それを循環させますので、さして水道の使用料がかからないという、そういう面があります。

**永田公由委員** 91ページの未利用地等対策事業に関連して、今、各自治体とも、いわゆる塩漬けの土地と言われているものについて、ある程度活性化していけということで、それぞれの自治体、知恵出しながら取り組んでいますけれども、SNRの人材育成エリアについては、ずっと長い間、いろいろな形で開発がされなくて、やっとマレット場が出来たのですが、企画としては、今後どういった方向であそこを開発されていくつもりなのか、計画なり、今、検討されている事項があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

**企画課長** 一応、人材育成エリアにつきましては、御承知のような経過をたどっているわけでございます。ただ今、議員さんがおっしゃったような経過でございます。今後、有効活用するという形の中で、産業団地、そういうものも視野にいれながら、庁内で、現在、研究をさせていただいております。特に、その産業団地地面での、研究が入ってくるわけでございますが、それには、法的な問題がございますので、そういうもののクリアをどうしていくかという、そういうものを研究していかなければいけないと思えます。問題は、産業団地が、最近、ああいう山裾と言いますか、そういうところへ立地を求める企業が少なくなっているというようなことも、若干、聞いてはおります。しかるに、塩尻インターから近いというような利点もございまして、林間工業団地等もございまして、そのようなものを含めながら開発について経済事業部と連携しながら研究を始めるといことで、また、近々、将来について、庁内研究会ですけれども研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

**永田公由委員** 第4次の後期計画の中に、それを出してくるという予定はありますか。

**企画課長** これは、後期基本計画の前に、今期の実施計画がございますので、実施計画の中で具体的にと言われますと、ちょっと具体的にというお答えは、今の段階では、むずかしいかなというように思いますが、第4次総合計画の中でも、地域の産業振興の中で、産業団地、あるいは、そういうものについては、重要な位置を占めておりますので、当然、何だかの形でお示しができるような研究を庁内で進めていかなければというように思っています。

**中原輝明委員** 庁内プロジェクトとか何とか、いろいろ言うけれども、実際、ここで口で言っているだけで、論議がされて議論は出ているのですか。どんなくあいにしているのか。庁内プロジェクトと言えば、人聞きはいいが、こっちは、全然、人聞きは悪いが。その内容が、皆さん、逃げるって一番いいよね、やっているって、内容が全然わからないが。事実どんな課題が出て、どんな方向になっているのか、これをやらないと、これは、全然進まないです。議会の

プロジェクトでやっているとか、あっちのプロジェクトでやっている。どんな人が集まってやっているのか、たまには、俺達に見せますか、そういうところを。だめだな。

**企画課長** では、現在やっている状況をお話し申し上げて、御理解を賜りたいと思いますけれども、御承知のとおり今泉が埋まりました。そういう形の中で、産業団地、工業団地がないという形の中で、郷原が、今、動き出しているということは、本議会でも経済事業部の方から御説明があったので、おわかりかと思えます。そういう中で、郷原の工業団地につきましては、いわゆる用地に入る業者も決定する中で進めていくという手法でございますので、そうなりますと、塩尻市にとって、新たな工業団地、企業を誘致する団地のストックがないという形になりますので、この辺のストックをいかにどこに求めるかという形の中では、人材育成エリア、あるいは、柿沢苗圃、こういった用地が、現在、未利用地となっているわけでございます。それらをどのように活用するかという内容について、経済事業部商工課を中心といたしまして、それに付随する公的なものがございまして、調整区域、農地という問題がございまして、農林課、あるいは、都市づくり課、それらの関係が入っていただきまして、それぞれの法的なクリアをどのようにするかということも含めまして、現在、研究を進めているところでございます。今月末には、人材育成エリアの内容について、そういった法的なクリアをどうしていくのか、それから、どういう形の工業団地として整備ができるのか、あるいは、具体的にいきますと、坪単価がどのくらいまでのものだったならニーズがあるのか、そういうものも含めまして、研究を進めていかないと、ただ単に造成を図って、区画がこれだけありますからどうぞ、と言っても、なかなか企業は来ないと。企業のニーズをどのようにとらえるかということについては、それぞれの商工の立場でニーズを把握していただく。法的なものについては、都市づくり課、農林課等でクリアをしていただくような内容等研究をしながら、事務打合せの段階でございまして。そういうものがまとまりましたら、議会の方にいたしましても、または、全協、あるいは、本会議の方でお知らせをしながら御相談を申し上げてまいりたいと思っております。このような内容で進めておりますのでよろしく申し上げます。

**中原輝明委員** よく理解を、したにはしたが、今の段階で、まだ、あっちがクリアできない、こっちができるなんて、庁内でやれば一発で出来るわけです。それを今、そのようなことを言っていたのでは、これは、いつまでたっても進まない。庁内でいろいろな制約がクリアできるのです、皆さんがやれば、県ともやって、庁内、塩尻市内のことは、みんな、それをプロジェクトでやっている、やっていると言うが、これからやるのですか。今までやったのが、そういう方向ですか。青柳充茂議員が本議会で言ったけれど、トップセールスって、トップは市長だけでなく、そういうセールスをしないといけないということを言いました。松本の市長は、ソ連だかどっかに行った、セールスに。そのくらいやって、初めて方向が出て、それで、何がクリアできるかということは、皆さんは、すでにわかっていないといけないことです。今、ここで、私たちに言うのでなく、頼みます。ではないですか、違いますか。内輪の話です、この中の。

**協働企画部長** 今、企画課長が言いましたように、要は、企業が出てきたいというときに、今言った法的な規制もすべてクリアできていて、はい、どうぞというのが、そこまでの段取りをしておきたいということが、今、企画課長が申したことでありまして、そのためには、農振とか農転の話とか、あるいは、面積が広がると国の協議まで係わるということは御存じのとおりです。従いまして、それを、どうやったら、いかに、通常何カ月もかかるものを、もう少し短くできるのか、そういう研究をしていますので、当然、議員さんがおっしゃるように、何も企業が出てきたくても、何も弾がないということになりますと、それは、塩尻市の損失でございますので、そういうことから長期的にみて、そういう企業を誘致するとかということとは、ただ単に、区画整理をやって人口をふやすだけでなく、企業が来ることによっ

て、法人税も上がり、働く人も住むということでございますので、そういうことも考えながら市もやっているつもりでございますので、よろしく願いをいたします。

**中原輝明委員** このエリアは、あの当時は、30メートル道路を造るか、造らないかでやったのです。知っている人はいるでしょう。副市長は知っているはずで。それを造ってやるか、やらないかをやったのです、散々。論議をしました、ものすごく。今、30メートル道路が出来て、いよいよ、いつ来てもいよいよということで、議会は承知して造ったのです。にもかかわらず、きょうも、こういう段階だということは、各部課長でもいいです、セールスをしてもいいではないですか。そして、初めて、それで原稿ができたり、庁内のそれぞれの規制はどうやればクリアできるのだとか、それはやっていかないとまずいと思います。

**副市長** 今、言っているようにそこは、クリアしないとイケないものですから。うちだけでクリアできる問題ではないです、法律ですから。

**中原輝明委員** それは、わかる。遅いって言っているのです。

**副市長** だから、そのテクニックを、今、遅いって言うのはあれですが。きょうやって、きょう研究したから、明日県に飛んで行ってOKというわけにはいかないもので。

**中原輝明委員** そのようなことは、承知です。

**副市長** だから、また、議員さん達のお力も借りて、そういう場面も出てくると思います。だから、ハードルはちょっと高いのです、非常に。だから、うちとしては、インフラが整っているからいいではないかということをも思っていますけれど、なかなか法の規制が厳しいので、その辺をどうやっていったらいいのかというのが、まず1段階あります。それから、もう1個、本当に企業が望んでいる、そういうニーズにあった用地というのが、そういう山の中にあるのかどうかという、山の中というと語弊がありますけれど、傾斜地が111のかどうかというところもあるものですから、それらも含めて、本当に、そこで商売になるのかどうかという面も含めて、研究していかなければまずいだろうということで、いろいろ課題を整理したり、法的にクリアするには、どのような方法がいいかというのを、結構、うちの職員は、いろいろな面から考えているつもりですので、もう少し御信頼をいただき、お願いをしたいと思います。

**中原輝明委員** 副市長の言っていることはわかります。副市長は、職員をけなすわけにはいけない。やはり、職員は、一生懸命やっても、私たちの言っているのは、それ以上にやってほしい、今頃でなくて。もう少し前進したような話が、きょうは、出はしないかと、というのは、この議会の人も期待していると思う。それで、言っているのです、変なことと言っているわけではなくて。一生懸命やっていることはわかっています。

**副市長** ありがとうございます。そういうことで一生懸命やって、何かよいテクニックと言いますか、よい技法はないかどうかというところをやっています。それをやったときに、果たして企業のニーズにあうものができるのかどうかという点も含めて、もう少し課題を整理して、また、相談をさせていただきたい、そのようなことです。

**鈴木明子委員** 今のところの近くなのですけれど、柿沢苗圃跡地の維持管理委託料ですけれども、除草とか清掃とかというように説明があったかと思えますけれども、実際には、私は、牧草地が何かになっているのかなというように思っていたのですけれど、ちょっとその辺、どんなふうか。

**企画課長** ちょっと、私が人材育成エリアと柿沢苗圃を一色単にして御説明申し上げたので、清掃というところに入ってしまったけれども、柿沢苗圃につきましては、23万2,365円という委託料につきましては、土手の部分の除草です。中につきましては、現在、2社に貸し付けをしております、牧草地として利用をいただいて、これは、

無償で利用いただいている、こういう内容でございます。

**委員長** ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、議案第1号について、協働企画部の審査を終了といたします。なお、採決は、全ての審査終了後に一括して行います。

### 議案第19号 塩尻市土地開発公社定款の変更について

**委員長** 次、議案第19号、塩尻市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

**企画課長** 議案関係資料に基づきまして御説明をさせていただきます。30ページ、31ページを御覧いただきたいと思っております。議案第19号、塩尻市土地開発公社定款の変更についてということで、提案理由といたしましては、土地開発公社の定款を公有地の拡大の推進に関する法律、第14条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございます。変更の内容につきましては、それぞれ公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正、並びに土地開発公社の経理についての一部改正がこのほど行われましたので、それに基づきまして、監事の職務を定めた根拠法令を改める。それから、決算に関する書類にキャッシュ・フロー計算書を加える。これらの2点について定款の変更を行うものでございます。

31ページ、それぞれ新旧対照表に示してございます。監事は、民法第59条の職務を行う。この部分の根拠法令を改めまして、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項の職務を行うというように改めるものでございまして、下の部分、それぞれ下線を引いた部分が現行と改正の内容となっております。

定款の施行につきましては、本年12月1日から施行をしまいたいと、こういう内容でございますのでよろしくお願いたします。

**委員長** 何か質問はございますか。

**永田公由委員** このキャッシュ・フローを加えるということについての大きな理由というのは何ですか。

**土地開発公社事務局長** 今までキャッシュ・フローを公社の会計の方では義務づけておりませんでした。それをつけることによって、その単年度で、現金の動きが、さらに透明化になるということです。それを今回の土地開発公社の経理要綱の変更をすることで、さらに透明化を下さいよということで、このキャッシュ・フローをつけるということになっております。

**永田公由委員** 塩尻市の場合、現金の動きというものは、どのくらいあるのですか、1年間で。土地開発公社。

**土地開発公社事務局長** 現金の動きは、その年によって、要は、土地の取得、売却、その規模によって違います。土地の売却は、例えば、平成19年度みたいに広丘駅の買い戻し等、市の方からあった場合、1億円以上の現金というものが動きますし、それから、土地の買収につきましても国道19号の大門交差点、飯田国道事務所からの委託によりまして、1億3,000万円くらいということで、動く年は、数億円というような現金が、実際的には出し入れで動いているということです。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第19号、塩尻市土地開発公社定款の変更について、原案にとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致をもちまして、原案のとおり認めることといたします。

**議案第22号** 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中  
1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費を除く)  
9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

**委員長** 次、議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、協働企画部に関するものを議題とします。説明をお願いいたします。

**情報推進課長** 17ページ、18ページをお願いいたします。情報開発費でございますけれども、611万2,000円を計上いたしまして行うものでございますけれども、情報処理システムで再構築事業の関係でございますけれども、公営住宅法が改正されまして、来年4月施行ということで、かなり大幅な料金体系等の見直しが行われておりまして、システムを改修しなければならないということで、市営住宅の管理システムにつきましては、来年度以降、再構築する予定でしたけれども、二度手間になるということで、今年度、繰り上げまして、再構築を行うものでございまして、住民情報システムの連携委託料ということで274万5,000円。それから電算機器使用料としまして、公営住宅管理システムが73万円、以上がシステムのリース料でございます。

それとあとは、住民記録、それから介護システムの入札を行いましたけれども、その入札差金が958万7,000円の減額となります。それをあわせまして、885万7,000円の減額ということでですのでよろしく申し上げます。

**地域づくり課長** 続きまして北小野支所の管理運営費をお願いいたします。アスベストの含有分析調査委託料10万5,000円をお願いするものです。これは、平成20年2月20日付けの長野労働局労働基準部長からの通達によりまして、石綿の分析対象が、これまでの3種類から、アクチノライト・アンソフィライト・トレモライトを加えた6種類で行うことになるようです。これによりまして、3種類を加えた分析が必要となるため、分析検査委託料の補正をお願いするものです。場所は、北小野支所の天井裏の梁が、そういうものがあるのではないかとということで、あったものから、これについて分析をお願いします。以上です。

**委員長** これについて何か質問はございますか。

**古畑秀夫委員** このアスベストの新たな内容の検査というか、あれですが、細かくそれぞれの部署で手配してくれるもので、塩尻市全体でやらなければいけないのは、何箇所、どのくらいなのか、ちょっとわかれば。

**財政課長** 今回補正をお願いしてある部分につきましては、その水道ですとか、大門駐車場、一般会計以外も含めまして、16施設22箇所です。ちなみに、庁舎ですとか、正面玄関ですとか、5階の電話交換室、議場も入っておりますけれども、あと、北小野支所、斎場、老人福祉センターすがのの郷、職業訓練校、機械金属工業会館、小中学校等々、総合文化センター等でございます。事業費では189万円。このうち、補助金として77万円を見込んでおります。これは、全体的なものです。

**委員長** よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、協働企画部の関係の審査を以上で終了といたします。採決は、すべての審査終了後に一括して行います。

それでは、本日の審査を終了といたします。明日、市民環境事業部から始めます。どうも、お疲れ様でした。

平成20年9月16日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 中原 巳年男 印